

# 福島労働局からのお知らせ

## I イベント・行事

### 1 総務部

#### 労働保険未手続事業一掃強化期間

担当：労働保険徴収室 飯塚 電話：024-536-4607

資料No.1

### 11月は「労働保険未手続事業一掃強化期間」です。

#### 『ひとりでも働く職場に労働保険』

労働者を一人でも雇っている事業所は、労働保険の成立手続を行う義務があります。

- ◆正社員、パート、アルバイトなどの名称にかかわらず、労働者を1人でも雇っている事業主は、労働保険（労災保険・雇用保険）の加入手続きが必要です。
- ◆厚生労働省及び福島労働局においては、他省庁、関係団体、事業主団体、地方公共団体等と連携を図り、労働保険制度が理解され、未手続事業の解消が進むよう活動を行っています。
- ◆年間を通じて、新規設立事業場等の未手続事業情報を活用し、未手続事業一掃対策を行っておりますが、本期間においては、インターネット広告、新聞広告、ポスター・リーフレットの配布等により、労働保険制度の一層の周知・広報を行います。



厚生労働省  
ひとりでも働く職場に労働保険  
事業主のあたりまえの川柳

守る責任。加入する義務。  
**労働保険**

労災保険 + 雇用保険

電子申請なら24時間、365日いつでも手続可能！口座振替納付も便利

詳しくは、所轄の都道府県労働局、労働基準監督署、公共職業安定所（ハローワーク）へご相談ください。

厚生労働省 労働保険課 | <https://www.mhlw.go.jp/> | (労働保険) 労災サイト | 電子申請センター



事業主の皆さまへ  
労働保険の成立手続について

「労働保険」とは、労働保険（労働者災害補償保険）と雇用保険の総称です。このリーフレットで、貴事業場について労働保険の成立手続義務の有無などをご確認の上、まずは、所轄の都道府県労働局、労働基準監督署、ハローワークへご相談ください。

1 新規開業事業者など、手続経験のない方もお気軽にご相談ください。

労働保険の強制適用事業

常勤、パート、アルバイトなどの名称や雇用形態にかかわらず、労働者を1人でも雇っている事業は強制適用事業であり、成立手続を行う義務があります。

労働者とは？

労働者とは、雇用の開始にかかわらず、事業に従事する者で、労働の開始時点で賃金が支払われることとなります。

労働保険とは、雇用の開始を含む全ての労働者が対象となります。雇用開始後、一定の条件を満たさない短期間の労働者は対象とならない場合があります。

成立手続を怠っていると？

1 遅って保険料を徴収するほか、追徴金も徴収します

労働保険の成立手続を行わない事業主に対しては、政府が難関により成立手続を行い、労働保険料等の徴収を決定します。その際、労働保険料は手続を行ってなかった過去の期間についても遡って徴収することになり、併せて、追徴金も徴収します。また、労働保険料等や追徴金を納付できない場合は、滞納処分の対象として強制入札の処分を行います。

2 労働災害が生じた場合、労災保険給付額の全部又は一部を徴収します

政府は、事業主が故意又は重大な過失により労働保険の成立手続を行わないいわゆる未手続の期間中に生じた労働災害について労災保険給付を行った場合は、労働基準法の規定による労災補償の額の範囲で、強制納付に相当する給付額の全部又は一部を事業主から徴収します。

3 事業主の方のための助成金が受けられません

雇用調整助成金（休業等によって雇用維持を図る事業主に助成）や、特定求職者雇用奨励助成金（特定求職者や障害者など、就職が特に困難な者を雇用し入れる事業主に助成）などの、事業主の方のための雇用奨励助成金については、労働保険料の納付が必須であり、未納の場合は受け取ることができません。

電子申請での手続、口座振替納付が便利

電子申請での手続をご利用いただく、行政機関に直接提出いただくよりも申請の手続きが簡単で、自宅やオフィスいつでも申請できるのが特徴です。

労働保険料及び一般提出後は、口座振替により納付いただくことが可能です。口座振替をご希望の方は、お申し込みの際に口座振替の申し込みを必ず行ってください。

詳しくはこちら | [労働保険 電子申請](#) | [労働保険 口座振替納付](#)

## 2 労働基準部

1. 11月は「過労死等防止啓発月間」です。  
過重労働解消キャンペーンを実施します。

資料No.2

担当：監督課 渡辺、高田

電話：024-536-4602

「過労死等防止対策推進法」では、国民の間に広く過労死等を防止することの重要性について自覚を促し、関心と理解を深めるため、毎年11月を「過労死等防止啓発月間」と定めています。

このため、同月間において、長時間労働の削減等の過重労働解消に向けた集中的な周知・啓発等の取組を行う「過重労働解消キャンペーン」を実施します。

同キャンペーンでは、以下の取組などを行います。

詳細は、添付のリーフレットをご覧ください。

## &lt;過重労働解消キャンペーンの取組&gt;

- ①使用者団体や労働組合に対し、長時間労働の削減等の過重労働解消に向けた取組に関する周知・啓発についての協力要請
- ②労働局長による長時間労働の削減に向けた積極的な取組を行っている企業（ベストプラクティス企業）との意見交換
- ③長時間労働が疑われる事業場等に対する重点的な監督指導の実施
- ④労働相談や労働基準関係法令違反が疑われる事業場の情報を積極的に受け付ける「過重労働相談受付集中期間」（11月1日～7日）の設置及び特別労働相談受付日として「過重労働解消相談ダイヤル」（11月2日（土））の実施
- ⑤オンラインによる過重労働解消のためのセミナー（委託事業）の実施

このほか「過労死等防止対策推進シンポジウム」（福島会場：11月11日（月））を開催します。

## (主な取組)

**1. 過重労働などに関する労働相談を受け付けます。**

11月1日～7日を「過重労働相談受付集中期間」として、県内の労働基準監督署等の相談窓口において、長時間労働や過重労働、賃金不払残業など労働条件全般に関する労働相談と労働基準関係法令違反が疑われる事業場に関する情報を積極的に受け付けます。

**過重労働相談受付集中期間****期 間：令和6年11月1日～令和6年11月7日****相談窓口：労働局、県内の労働基準監督署**

開庁日時：平日 8:30～17:15

※来署いただく以外に電話によるご相談も可能です。

**労働条件相談ほっとライン**

(※過重労働相談受付集中期間以外もご利用可能です。)

対応時間・曜日：月～金 17:00～22:00

土日・祝日 9:00～21:00

はい！ ろうどう

電話番号：0120-811-610 (フリーダイヤル)

また、「過重労働相談受付集中期間」のうち、11月2日(土)を「特別労働相談受付日」として「過重労働解消相談ダイヤル」を設置し、平日に勤務している労働者の方などから直接ご相談を受け付けられるよう、電話相談(無料)を実施します。

**過重労働解消相談ダイヤル****日 時：令和6年11月2日(土) 9:00～17:00**

なくしましょう 長い残業

**フリーダイヤル：0120-794-713**

・全国どこからでも無料でご相談いただけます。匿名でのご相談も可能です。

## (主な取組)

**2. 福島労働局長によるベストプラクティス企業との意見交換を実施します。**

福島労働局長が、長時間労働の削減等に向けて積極的に取り組んでいる県内企業を訪問し、当該企業の取組と同時に取引先企業の取組や両社が協力して行っている取組について広く情報発信することにより県内の過重労働解消に向けた気運の醸成を図ります。

**○日 時****令和6年11月21日（木） 午後1時30分から****○訪問先****有限会社ハシコー梱包運輸  
（岩瀬郡鏡石町41番地3）****○取引先企業****東北旭紙業株式会社  
（岩瀬郡鏡石町南町389）****3. 過労死等防止対策推進シンポジウムを開催します。（参加無料）**

過労死等の問題について県民の方々に関心と理解を深めていただくため、「過労死等防止対策推進シンポジウム」を開催します。

**○日時****令和6年11月11日（月） 14:00～16:00  
（受付13:30～）****○場所（福島会場）****ビッグパレットふくしま 3階 中会議室B  
（郡山市南二丁目52番地）**

## 3 職業安定部

## 1. 「学びへGo！」キャンペーンについて

公的職業訓練の受講促進及びリ・スキリングによる能力向上支援の促進等のために、令和6年10月1日～12月31日までを「学びへGo！」キャンペーン期間として、人材開発各種支援策を一層推進するための取り組みを実施します。

「知って活用！～事業主のための助成金セミナー～」を開催します。

資料No.3

担当：職業対策課 根本 電話：024-529-5409

- 従業員の処遇改善や人材育成などに取り組む事業主に対し、県内4会場で助成金の説明会を開催します。

会場名	開催日	開催時間	開催場所
福島	令和6年11月11日（月）	13：30～ 15：00	ウィル福島 アクティおろしまち
郡山	令和6年11月19日（火）	13：30～ 15：00	ビッグパレットふくしま
いわき	令和6年11月22日（金）	13：30～ 15：00	いわき市生涯学習プラザ
会津若松	令和6年11月28日（木）	13：30～ 15：00	アピオスペース

## 3 職業安定部

### 2. 「介護就職デイ」を開催します。

担当：職業対策課 雇用指導係 山下 電話：024-529-5463

資料No.4

県内全ハローワーク（14か所）は、11月11日の「介護の日」にあわせて「介護就職デイ」を開催します。

#### 【介護就職デイについて】

厚生労働省は、毎年11月11日を「介護の日」と定め、その前後の期間を福祉人材確保重点実施期間として「介護就職デイ」と称した介護関係職種の面接会等を全国のハローワークで集中的に開催します。

- 日程等については、別紙予定表のとおりです。  
詳細については、各ハローワークにお問い合わせください。

## 3 職業安定部

### 3. 「もにす認定企業に対する認定通知書交付式」を開催します。

担当：職業対策課 高羽 電話：024-529-5463

「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、障害者雇用の促進および雇用の安定に関する取り組みの実施状況などが優良な中小事業主を認定する「もにす認定企業」に、次の1社を認定しました。

(※企業と障害者が、明るい未来や社会の実現に向けて「ともにすすむ」という思いをこめて、愛称を「もにす」と名付けました。)

- ・ 交付式日時 令和6年11月19日(火) 14:00予定
- ・ 会場 福島第二地方合同庁舎1階会議室
- ・ 認定企業 **[株式会社 東北たまがわ]** (クリーニング業)  
所在地 白河市白坂石阿弥陀1-2  
従業員数 66名  
【※認定年月日 令和6年10月2日】

## 4 雇用環境・均等室

## 1. しわ寄せ防止キャンペーン月間

担当：雇用環境・均等室 田村 電話：024-536-4600

資料No.5

11月は「しわ寄せ」防止キャンペーン月間です。

『その無理な発注の「しわ寄せ」であなたの取引先が途方に暮れていませんか？』

A graphic featuring the word "STOP!" in large, bold, yellow letters with a black outline, positioned above the Japanese characters "しわ寄せ" (shiwajise) in a smaller, black font. The entire graphic is set against a black arrow pointing to the right.

◆大企業の働き方改革の取組が、下請中小事業者への適正なコスト負担を伴わない短納期発注等の「しわ寄せ」を生じさせることがないように、厚生労働省では、中小企業庁及び公正取引委員会と連携を図り、「しわ寄せ」防止総合施策を取りまとめ、その取組を推進しているところです。

◆11月は「しわ寄せ防止キャンペーン月間」と位置づけられており、福島労働局でも、要請書・ポスター・リーフレットによる企業・団体への周知等の取組を積極的に行ってまいります。

## 2. 『第41回 福島地方労働審議会』の開催

担当：雇用環境・均等室 阿久津 電話：024-536-2777

令和6年度における福島労働局行政運営方針の進捗状況について労働者・使用者・公益を代表する委員により、以下のとおり、審議されます。

- 1 開催日時  
令和6年11月5日（火）14:00～16:00
- 2 開催場所  
ラコパふくしま（福島市仲間町4-8）
- 3 審議事項  
令和6年度福島労働局行政運営方針の進捗状況について



## 4 雇用環境・均等室

## 3. 「えるぼし認定」認定通知書交付式を開催します。

担当：雇用環境・均等室 後藤 電話：024-536-4609

福島労働局は、下記企業から申請を受けた「女性活躍推進法に基づく基準適合一般事業主認定」について審査した結果、行政書士法人近藤事務所は4つの認定基準を満たしていることから「第2段階」に、株式会社福島インフォメーションリサーチ&マネジメントは5つ全ての認定基準を満たしていることから「第3段階」に認定しました。認定通知書交付式を下記日程により開催します。

## ○えるぼし認定企業

企業名	所在地	認定年月日
行政書士法人近藤事務所	福島市	令和6年9月24日
株式会社福島インフォメーション リサーチ&マネジメント	いわき市	令和6年10月9日

## ○認定通知書交付式

日時 令和6年10月30日（水）午後2時

会場 福島第二地方合同庁舎1階会議室（福島市花園町5-46）

## 1 雇用環境・均等室

### 1. 11月より「フリーランス法」が施行されます。

担当：雇用環境・均等室 後藤 電話：024-536-4609

資料No.8

近年、働き方の多様化が進み、フリーランスという働き方が社会に普及してきた一方で、フリーランスが取引先との関係で、報酬の不払やハラスメントなど様々な問題やトラブルを経験していることが明らかになっています。

そのため、フリーランスが安心して働ける環境を整備するために制定されたのが、「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」です。

フリーランス法では、多種多様な業界で活躍しているフリーランスとの業務委託取引について、「取引の適正化」と「就業環境の整備」の2つの観点から、発注事業者が守るべき義務と禁止行為を定めています。

このうち、労働局では「就業環境の整備」に関する指導、相談等を担うこととなります。

#### 添付資料

- ・フリーランスの取引に関する新しい法律が11月にスタート！（リーフレット）

#### 資料ダウンロード

- ・フリーランスの取引に関する新しい法律が11月にスタート！（リーフレット）
- ・ここから始まる フリーランス・事業者間取引適正化等法（パンフレット）

福島労働局

検索



## 2 労働基準部

### 1. 令和6年11月から「フリーランス」が労災保険の「特別加入」の対象となります。

担当：労災補償課（労災保険制度について） 長面川 電話：024-536-4605  
労働保険徴収室（特別加入について） 飯田 024-536-4576

資料No.6

- 労働者以外の方でも、一定の要件を満たす場合には、工作中や通勤中の怪我や病気にかかっても補償を受けることができる「特別加入制度」（任意加入）の対象範囲が11月から拡大されます。

<令和6年11月1日から特別加入ができるようになる事業>

- ・ 特定受託業務に従事する方（特定フリーランス事業）

※ 特別加入の対象となる業務（特定フリーランス事業）について

- ・ フリーランスが企業等から受けて行う業務委託（\*）

\* 「フリーランス(特定受託事業者) が、① 企業等(業務委託事業者) から業務委託を受けて行う事業、または、②消費者(業務委託事業者以外の者)から委託を受けて行う特定受託事業と同種の事業」（他に特別加入可能な事業または作業を除く）が対象となります。

※ 業務委託の範囲について

- ・ 企業等がその事業のために他の事業者にも、①物品の製造、②情報成果物の作成、③役務の提供を委託すること

当局では、多様化する働き方を支援するため、今後も、労働者の皆様のニーズや要望に応じて、柔軟な働き方が選択できる環境の整備・周知を進めていきます。

1 労働基準部

県内労働災害発生状況

担当：健康安全課 加藤 電話：024-536-4603

令和6年（9月）の災害発生状況を取りまとめました。

業種別	年別	令和6年		令和5年		対前年 (死傷者)	
		死傷者	うち 死亡者	死傷者	うち 死亡者	増減数	増減率 (%)
全業種合計		1691	9	1906	17	-215	-11.3
製造業		299	1	317	3	-18	-5.7
鉱業		4	0	2	0	2	100
建設業		212	5	242	6	-30	-12.4
運輸交通業		192	1	157	4	35	22.3
貨物取扱業		14	0	7	0	7	100
農林業		35	0	43	1	-8	-18.6
畜産・水産業		16	0	15	0	1	6.7
上記以外の事業小計		919	2	1123	3	-204	-18.2
商業		222	1	225	1	-3	-1.3
金融広告業		9	0	5	0	4	80
保健衛生業		441	0	609	0	-168	-27.6
接客娯楽業		90	0	97	1	-7	-7.2
清掃・と畜業		89	1	75	0	14	18.7
上記以外の事業		68	0	112	1	-44	-39.3

(注) 労働者死傷病報告（休業4日以上）による。

1 労働基準部

県内労働災害発生状況

担当：健康安全課 加藤 電話：024-536-4603

令和6年（9月）の災害発生状況を取りまとめました。

(新型コロナウイルス感染症り患による労働災害を除いた数値)

業種別	年別	令和6年		令和5年		対前年 (死傷者)	
		死傷者	うち 死亡者	死傷者	うち 死亡者	増減数	増減率 (%)
全業種合計		1421	9	1424	17	-3	-0.2
製造業		298	1	317	3	-19	-6
鉱業		4	0	2	0	2	100
建設業		212	5	227	6	-15	-6.6
運輸交通業		189	1	157	4	32	20.4
貨物取扱業		14	0	7	0	7	100
農林業		35	0	43	1	-8	-18.6
畜産・水産業		16	0	15	0	1	6.7
上記以外の事業小計		653	2	656	3	-3	-0.5
商業		222	1	224	1	-2	-0.9
金融広告業		9	0	5	0	4	80
保健衛生業		179	0	158	0	21	13.3
接客娯楽業		90	0	97	1	-7	-7.2
清掃・と畜業		89	1	64	0	25	39.1
上記以外の事業		64	0	108	1	-44	-40.7

(注) 労働者死傷病報告（休業4日以上）による。

## 2 職業安定部

1. 令和7年3月「新規高等学校卒業者の職業紹介状況」について公表します。

担当：職業安定課 関 電話：024-529-5396

資料No.7

令和6年9月末現在の状況をとりました。

1 就職内定率	69.8%	(前年同月比	0.8ポイントの増)
2 就職内定者数	2,335人	(同	1.4%の減)
3 就職未内定者数	1,008人	(同	5.2%の減)
4 求人数	9,060人	(同	0.2%の増)
5 県内受理求人 への就職割合	69.4%	(同	2.0ポイントの減)

事業主のあたりまえ川柳

ひとりでも  
働く職場に  
労働保険



— 守る責任。加入する義務。 —

# 労働保険

労災保険 + 雇用保険

労働保険は、仕事や通勤による傷病等や、失業による休業等の際に、労働者とその家族を守るセーフティーネットとして重要な役割を果たします。事業主は常勤、パート、アルバイトなど、名称や雇用形態に関わらず、一人でも雇ったら従業員を守る責任と、労働保険の成立手続を行う義務があります。



事業主の  
あたりまえ川柳  
公開中!

電子申請なら24時間、365日いつでも手続可能!口座振替納付も便利

詳しくは、所轄の都道府県労働局、労働基準監督署、公共職業安定所(ハローワーク)へご相談ください。

厚生労働省ホームページ ▶ <https://www.mhlw.go.jp/> 労働保険 特設サイト 🔍 または二次元コードから ▶

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署・公共職業安定所・(一社)全国労働保険事務組合連合会・全国社会保険労務士会連合会



# 事業主の皆さまへ

## 労働保険の成立手続について



「労働保険」とは、**労災保険**(労働者災害補償保険)と**雇用保険**の総称です。  
このリーフレットで、貴事業場について労働保険の**成立手続義務**の有無などをご確認の上、まずは、**所轄の都道府県労働局、労働基準監督署、ハローワーク**へご相談ください。

**!** 新規開業事業者など、手続経験のない方もお気軽にご相談ください。

### 労働保険の強制適用事業

常勤、パート、アルバイトなどの名称や雇用形態にかかわらず、**労働者を1人でも雇っている事業**は強制適用事業であり、**成立手続を行う義務**があります。

※5人未満の労働者を使用する個人経営の農林水産の事業の一部については、強制適用事業場から除かれています。  
※強制適用事業場以外の事業でも、要件を満たせば労災保険と雇用保険に加入することができます(任意加入制度)。



#### ●労働者とは？

労働者とは、職業の種類にかかわらず、事業に使用される者で、労働の対価としての賃金が支払われる者のことをいいます。

#### ●短時間労働者(パート、アルバイト等)について

労災保険は、短時間労働者を含む全ての労働者が対象となります。雇用保険は、一定の条件を満たさない短時間労働者は対象とならないことがあります。

※法人の役員、同居の親族等は一定の場合を除き、労災保険・雇用保険の対象となりません。

### 成立手続を怠っていると？

#### 1 遑って保険料を徴収するほか、追徴金も徴収します

労働保険の成立手続を行わない事業主に対しては、政府が職権により成立手続を行い、労働保険料等の金額を決定します。その際、労働保険料は手続を行っていなかった過去の期間についても遑って徴収することになり、併せて、追徴金も徴収します。また、労働保険料等や追徴金が納付されない場合には、滞納者の財産について差押え等の処分を行います。

#### 2 労働災害が生じた場合、労災保険給付額の全部又は一部を徴収します

政府は、事業主が故意又は重大な過失により労災保険の成立手続を行わない、いわゆる未手続の期間中に生じた労働災害について労災保険給付を行った場合は、労働基準法の規定による災害補償の価額の限度で、保険給付に要した費用に相当する金額の全部又は一部を事業主から徴収します。

#### 3 事業主の方のための助成金が受けられません

雇用調整助成金(休業等によって雇用維持を図る事業主に助成)や、特定求職者雇用開発助成金(高齢者や障害者など、就職が特に困難な者を雇い入れる事業主に助成)などの、事業主のための雇用関係助成金については、労働保険料の未納がある場合、受給できない可能性があります。



### 電子申請での手続、口座振替納付が便利

電子申請での手続をご利用いただくと、行政機関に向くことなく、自宅やオフィスでいつでも申請等の手続を行うことができます。



詳しくはこちら ▶ [労働保険 電子申請](#)

労働保険料及び一般拠出金は、口座振替により納付いただくことが可能です。口座振替をご利用いただくためには、口座番号等を記載した申込用紙を、口座を開設している金融機関の窓口にご提出ください。



詳しくはこちら ▶ [労働保険 口座振替納付](#)



# 毎日の労働時間、

# 見直しませんか？



## ダメ、働きすぎ!



11月「過労死等防止啓発月間」に  
 「過重労働解消キャンペーン」を実施します!

労働基準監督官が  
 相談をお受けします。

**無料**

令和6年11月2日(土) 9:00~17:00

なくしましょう

長い残業

過重労働解消  
 相談ダイヤル

**0120-794-713**



※全国どこからでも利用できます(スマートフォンからも無料)※匿名でもOK

過重労働解消キャンペーン 検索

11月1日~7日は、過重労働相談受付集中期間です

都道府県労働局・労働基準監督署のほか、「労働条件相談ほっとライン」にご相談ください

労働条件相談  
 ほっとライン  
 【厚生労働省委託事業】

**0120-811-610**

相談受付時間 月~金17:00~22:00 土日・祝日9:00~21:00



11月2日(土)は、  
 SNS相談も  
 実施しています

知らなかったじゃ済まされない!

でも!? 知ってよかった!

事業主、企業の人事労務担当者、管理職の方向け

全47回

・参加費

無料

# 過重労働解消

## のためのセミナー

実務的に使える  
知識やノウハウを  
提供いたします!



セミナーでは、過重労働防止に関連する基本ルールや裁判例の解説、企業の事例紹介など、「実務的に使える知識」を提供します。

### セミナー内容

- 01 法令、ガイドライン等のポイント解説
- 02 過重労働に関する脳・心臓疾患、精神疾患に係る裁判例
- 03 過重労働解消に関する企業の取り組み事例

開催日程: 2024年11月~2025年1月

開催時間: 対面150分、オンライン100分

開催方法: 全国22箇所に対面・25回のオンライン開催(詳細は裏面参照)

◆ほか、特別企画「業務効率化セミナー」を東京・大阪の会場で開催



お問合せ・セミナー受講のお申し込みはこちら

令和6年度厚生労働省委託「就業環境整備・改善支援事業」  
事務局 株式会社タスクールPlus

愛知県名古屋市中区千代田2-1-15 スター千代田ビル4階  
TEL: 050-5810-1032 (受付 / 平日 9:00-17:00)  
担当: 水口・山田

<https://shuugyou.mhlw.go.jp/kajyu-kaishou>

過重労働解消セミナー



令和6年度厚生労働省委託 就業環境整備・改善支援事業

厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

# 開催スケジュール



会場開催 (22回) + オンライン開催 (25回)

## 会場開催 実施時間 14:00~16:30

開催地	開催日	会場	開催地	開催日	会場
北海道	11月19日(火)	かでの2.7 1060会議室	静岡	12月3日(火)	静岡市民文化会館 第1会議室
青森	12月10日(火)	アスパム 津軽会議室	愛知	11月26日(火)	ウインク愛知 中会議室1103
岩手	11月28日(木)	盛岡市民文化ホール 第2会議室	京都	12月4日(水)	みやこめっせ 大会議室
宮城	12月5日(木)	フォレスト仙台 第1、2会議室	大阪	1月10日(金)	エルおおさか 大会議室
群馬	11月28日(木)	昌賢学園まえばしホール (前橋市民文化会館) 第5会議室	岡山	12月19日(木)	岡山国際交流センター 3F研修室
埼玉	1月15日(水)	JA共済埼玉ビル 第一会議室	広島	11月20日(水)	広島市南区民文化センター 大会議室A
千葉	12月20日(金)	千葉県教育会館 303会議室	香川	1月17日(金)	サン・イレブン高松 2階研修室
東京	11月20日(水)	日本教育会館 第二会議室	福岡	11月27日(水)	福岡県教育会館 第一会議室
神奈川	12月18日(水)	横浜市技能文化会館 多目的ホール1(半面)	熊本	12月17日(火)	パレアくまもと県民交流館 会議室7
新潟	11月21日(木)	新潟市産業振興センター 中会議室	鹿児島	12月12日(木)	鹿児島県文化センター宝山ホール 第3 会議室
岐阜	11月22日(金)	岐阜市民会館 48会議室	沖縄	12月13日(金)	沖縄産業支援センター 会議室大

## オンライン開催 各回100分

オンライン開催は詳細テーマを深掘りして解説いたします。  
※開催日ごとの詳細テーマはWebページをご確認ください

開催日	実施時間	開催日	実施時間	開催日	実施時間
11月7日(木)	14:00~	11月26日(火)	10:00~	12月12日(木)	14:00~
11月12日(火)	10:00~	11月26日(火)	14:00~	12月17日(火)	14:00~
11月12日(火)	14:00~	11月28日(木)	10:00~	12月19日(木)	14:00~
11月14日(木)	10:00~	11月28日(木)	14:00~	1月16日(木)	14:00~
11月14日(木)	14:00~	12月3日(火)	10:00~	1月21日(火)	14:00~
11月19日(火)	10:00~	12月3日(火)	14:00~	1月23日(木)	14:00~
11月19日(火)	14:00~	12月5日(木)	10:00~	1月28日(火)	14:00~
11月21日(木)	10:00~	12月5日(木)	14:00~		
11月21日(木)	14:00~	12月10日(火)	14:00~		

### 詳細テーマの例

#### 【A】こころ

過重労働・ハラスメントと心の健康の関係と改善・対策方法

#### 【B】からだ

過重労働と身体の健康の関係と改善・対策方法

#### 【C】リスク

裁判例から見る過重労働

## ◆特別企画◆ 業務効率化セミナー(2回)

開催地	開催日	開催時間	会場
東京	12月11日(水)	14:00~16:30	AP虎ノ門 Bルーム
大阪	11月29日(金)	14:00~16:30	新大阪丸ビル別館 4-3号室



## 過重労働などに関する労働相談を受け付けます

～ 「過重労働相談受付集中期間（11月1日～7日）」・「過重労働  
解消相談ダイヤル（11月2日）」において相談に対応します ～

福島労働局（局長：<sup>いぐちまさよし</sup>井口真嘉）では、全国一斉に実施する11月の「過重労働解消キャンペーン」の取組の一環として、令和6年11月1日から同年11月7日を「過重労働相談受付集中期間」とし、県内の労働基準監督署等の相談窓口において、長時間労働や過重労働、賃金不払残業など労働条件全般に関する労働相談と労働基準関係法令違反が疑われる事業場に関する情報を受け付けます。

### 過重労働相談受付集中期間

**期 間：令和6年11月1日（金）から令和6年11月7日（木）**

**相談窓口：労働局、県内の労働基準監督署**（※監督署等の連絡先は裏面参照）

開庁日・時間：平日 8:30～17:15

※直接ご来署いただく以外に電話によるご相談も可能です。

### 労働条件相談ほっとライン

（※過重労働相談受付集中期間以外もご利用可能です。）

対応時間・曜日：月～金 17:00～22:00

土日・祝日 9:00～21:00

電話番号：0120-811-610（フリーダイヤル）

※11月2日（土）については、「労働条件相談ほっとライン」又は下記の「過重労働解消相談ダイヤル」にご相談ください。

また、過重労働相談受付集中期間のうち、令和6年11月2日（土）を「特別労働相談受付日」として、「過重労働解消相談ダイヤル」を設置し、平日に勤務している労働者の方などから直接ご相談を受け付けられるよう、長時間労働や過重労働、賃金不払残業など労働条件全般についての電話相談（無料）を実施します。

### 過重労働解消相談ダイヤル

**日 時：令和6年11月2日（土） 9:00～17:00**

なくしましょう 長い残業

**フリーダイヤル：0120 - 794 - 713**

・全国どこからでも無料でご相談いただけます。匿名でのご相談も可能です。

福島労働局では、過重労働相談受付集中期間、過重労働解消相談ダイヤル以外にも、日頃から、長時間労働、解雇、賃金不払残業など労働条件に関する疑問や不安について、労働基準部監督課（TEL:024-536-4602）のほか以下の窓口でもご相談を受け付けています。

## 1. 福島県内の労働基準監督署

[相談対応日・時間] 平日 8:30~17:15 (土日・祝日、年末年始を除く)

監督署	所在地	電話番号	管轄区域
福島	福島市霞町 1-46 福島合同庁舎 1階	024-536-4611	福島市、二本松市、伊達市、伊達郡、相馬郡飯舘村
郡山	郡山市富久山町久保田愛宕 78-1	024-922-1370	郡山市、田村市、本宮市、田村郡、安達郡
いわき	いわき市平字堂根町 4-11 いわき地方合同庁舎 4階	0246-23-2255	いわき市
会津	会津若松市城前 2-10	0242-26-6494	会津若松市、大沼郡、南会津郡、耶麻郡(猪苗代町、磐梯町)、河沼郡
須賀川	須賀川市旭町 204-1	0248-75-3519	須賀川市、岩瀬郡、石川郡
白河	白河市郭内 1-136 小峰城合同庁舎 5階	0248-24-1391	白河市、西白河郡、東白川郡
喜多方	喜多方市諏訪 91	0241-22-4211	喜多方市、耶麻郡(西会津町、北塩原村)
相馬	相馬市中村字桜ヶ丘 68	0244-36-4175	相馬市、南相馬市、相馬郡新地町
富岡	双葉郡富岡町中央 2-104	0240-22-3003	双葉郡

## 2. 労働条件相談ほっとライン（電話相談）【無料】

[相談対応時間・曜日]

月～金 17:00～22:00, 土日・祝日 9:00～21:00

\*12月29日～1月3日を除く。

[電話番号] 0120-811-610 (フリーダイヤル)

## 3. 労働基準関係情報メール窓口（厚生労働省ホームページ）

職場における賃金不払残業など、労働基準法などの問題がある事業場に関する情報はメールでも受け付けています。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/mail\\_madoguchi.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/mail_madoguchi.html)

労働基準 メール窓口

検索



# 過労死をゼロにし、健康で充実して 働き続けることのできる社会へ

近年、働き過ぎやパワーハラスメント等の労働問題によって多くの方の尊い命が失われ、また心身の健康が損なわれ深刻な社会問題となっています。本シンポジウムでは有識者や過労死で亡くなられた方のご遺族等にもご登壇をいただき、過労死等防止対策推進法施行から10年、改めて過労死等の現状や課題、防止対策について考えます。



毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。

**参加  
無料**  
事前申込

## 過労死等防止対策推進シンポジウム

日時

2024年**11月11日**(月)  
14:00~16:00 (受付13:30~)

会場

ビッグパレットふくしま  
3階 中会議室B  
(郡山市南二丁目52番地)

主催：厚生労働省 後援：福島県、郡山市  
協力：過労死等防止対策推進全国センター、全国過労死を考える家族の会、過労死弁護団全国連絡会議、福島県医師会、福島県商工会議所連合会、福島産業保健総合支援センター、福島県労働基準協会、福島県社会保険労務士会、福島民報社、福島民友新聞社



二次元バーコードを  
読み込んで下さい。

[主催者挨拶・施策説明] 福島労働局

[基調講演]

### 「労働と健康 －18万件のメール相談から学ぶ－

山本 晴義 氏

(独法)労働者健康安全機構 横浜労災病院勤労者メンタルヘルスセンター長

[取組事例報告] 福島働き方改革推進支援センター

[ご遺族からの声]

### 山本 晴義 氏

(独法)労働者健康安全機構  
横浜労災病院  
勤労者メンタルヘルスセンター長



心療内科医師

産業医学、心療内科に精通するメンタルヘルスのエキスパート。うつ病を始めとする勤労者の精神疾患の予防や治療、職場復帰支援に取り組んでいる。

その日のストレスをその日のうちに解消する「ストレス一日決算主義」を提唱している。

### ●会場のご案内

## ビッグパレットふくしま 3階 中会議室B

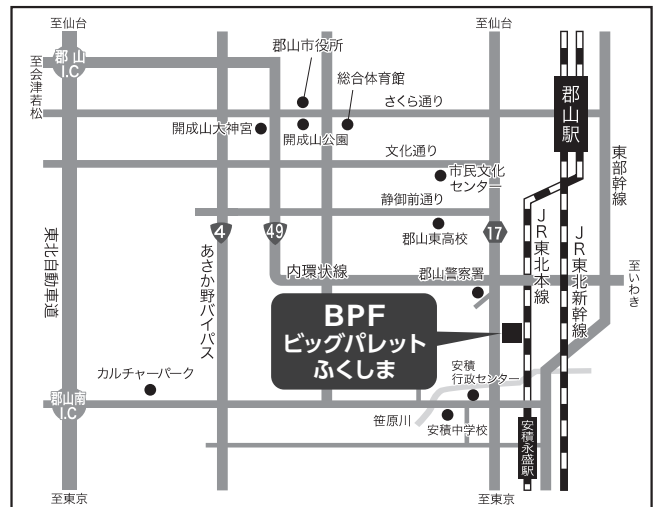
(郡山市南二丁目52番地)

・JR「安積永盛駅」より徒歩約20分(約1.5km)

・JR「郡山駅」西口よりバスで約15分 ※(栄町)柴宮団地行き以外にご乗車下さい。  
「1番乗り場」から乗車、「ビッグパレット」下車

### ●参加申し込みについて

- 会場の都合上、事前申し込みをお願いします。
- 申し込みは Web または FAX でお願いします。
- 受付番号を発行いたします。当日会場受付にて受付番号をお知らせください。
- 定員になり次第締め切りとさせていただきますのでご了承ください。
- 定員超過の場合は、電話またはメールでご連絡いたします。
- 連絡先の TEL か E-mail のどちらかは必ずご記入ください。
- 参加(証明)書の発行はいたしておりません。予めご了承ください。



Webからのお申し込みはこちら 二次元バーコードを読み込んで下さい。

<https://www.mhlw.go.jp/karoshi-symposium/>



●以下の参加申込書に必要事項を記載の上、FAXをお願いします。FAX番号 03-6264-6445

●下記の「個人情報の取扱いについて」に同意の上、ご記入ください。 →  同意しました。

### 過労死等防止対策推進シンポジウム [参加申込書]

●次の該当する□に✓をお願いいたします。

- |                                  |                                    |                              |                                      |                              |                                |                              |
|----------------------------------|------------------------------------|------------------------------|--------------------------------------|------------------------------|--------------------------------|------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 経営者     | <input type="checkbox"/> 会社員       | <input type="checkbox"/> 公務員 | <input type="checkbox"/> 団体職員        | <input type="checkbox"/> 教職員 | <input type="checkbox"/> 医療関係者 | <input type="checkbox"/> 弁護士 |
| <input type="checkbox"/> 社会保険労務士 | <input type="checkbox"/> パート・アルバイト | <input type="checkbox"/> 学生  | <input type="checkbox"/> 過労死等の当事者・家族 |                              |                                |                              |
| <input type="checkbox"/> その他 [ ] |                                    |                              |                                      |                              |                                |                              |

お名前	ふりがな	ふりがな
	ふりがな	ふりがな
連絡先	●TEL:	●FAX:
	●E-mail:	
企業・団体名		

【個人情報の取扱いについて】 ・ご記入いただいた事項は、過労死等防止対策推進シンポジウムの申込受付業務を目的として使用します。 ・他の目的ではご本人の同意なく第三者に提供をいたしません。 ・委託運営株式会社プロセスユニークの「個人情報保護方針(https://www.p-unique.co.jp/hp/privacy.html)」に従い適切な保護措置を講じ、厳重に管理いたします。

(お問い合わせ先) 厚生労働省シンポジウム事業受託事業者 株式会社プロセスユニーク

電話: 0570-080082 (ナビダイヤル)  
E-mail: karoushiboushisympo@p-unique.co.jp

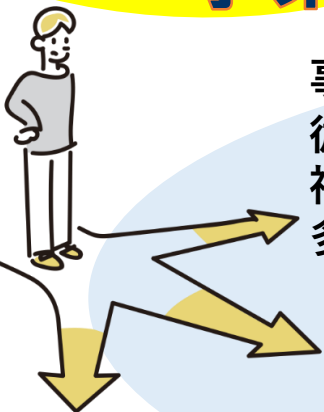
今年もやります！  
～第2弾～

資料 3

参加無料  
要予約

# 知って活用！

## ～事業主のための助成金セミナー～



事業主・経済団体のみなさまへ  
従業員の**処遇改善**・**人材育成**にお悩みはありませんか？  
福島労働局では事業主の方へ活用頂ける助成金を  
多数扱っております。今回はその中でも、

- ・ **キャリアアップ助成金**
- ・ **人材開発支援助成金**の制度の  
説明・活用事例についてご紹介します。  
この機会にぜひお越しください。



### 開催日程

ご予約はこちらから→

#### 福島

##### 開催日

令和6年  
11月11日  
(月)

##### 時間

13:30～15:00

##### 定員

60名

##### 会場

ウィル福島  
アクティおろしまち



↑↑↑  
会場地図はこちら

#### 郡山

##### 開催日

令和6年  
11月19日  
(火)

##### 時間

13:30～15:00

##### 定員

60名

##### 会場

ビッグパレット  
ふくしま



↑↑↑  
会場地図はこちら

#### いわき

##### 開催日

令和6年  
11月22日  
(金)

##### 時間

13:30～15:00

##### 定員

60名

##### 会場

いわき市  
生涯学習プラザ



↑↑↑  
会場地図はこちら

#### 会津若松

##### 開催日

令和6年  
11月28日  
(木)

##### 時間

13:30～15:00

##### 定員

30名

##### 会場

アピオスペース



↑↑↑  
会場地図はこちら



初級講座で、まるっと解決！！



キャリアアップ助成金  
って何だろう・・・。

正社員化コースを利用したい。  
けれども、こういった点に注意が  
必要なんだろう・・・。

年収の壁 支援策  
(社会保険適用時  
処遇改善コース)  
って何だろう・・・。

賃上げに対応した助成金を  
活用してみようかな・・・。

知って活用！

### キャリアアップ助成金【初級講座】

1. キャリアアップ助成金の概要
2. 正社員化コース  
活用事例（申請に当たっての注意事項など）
3. 社会保険適用時処遇改善コース  
概要  
活用事例（申請に当たっての注意事項など）
4. 賃金規定等改定コース  
概要  
活用事例（申請に当たっての注意事項など）

企業内の人材育成に取り組む事業主のみならず

## 人材開発支援助成金

人への投資促進コース / 事業展開等リスクリング支援コース

企業の成長は、従業員の成長から。  
ぜひ、人材開発支援助成金の活用をご検討ください。

IT分野未経験の従業員を、即戦力に育てたい。

従業員の訓練をしたいが、コストは抑えたい。

従業員の自主的な学びを直しを応援したいなあ。

高度デジタル人材を社内で育てたいけど、費用が高く負担になりそう。

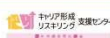
新規事業を立ち上げたいが、そのための人材育成をどうしよう。

### こんなお悩み、ありませんか？

#### 人材開発支援助成金とは、

労働者に対して訓練を実施した場合に、訓練の経費や訓練中の賃金を一部助成する制度です。労働者が専門的な知識や技能を習得し、生産性の向上が期待できます。

人材育成のお悩み、解決できます。詳しくは、裏面の活用例をご覧ください。



#### 「事業展開」とは

新たな製品を製造又は新たな商品もしくはサービスを提供すること等により、新たな分野に進出すること。このほか、事業<sup>※1</sup>や業種<sup>※2</sup>を転換することや、既存事業の中で製品又は商品若しくはサービスの製造方法は提供方法を変更する場合も事業展開にあたる。

※1 総務省が定める日本標準事業分類に基づく大分類の産業をいいます。  
※2 総務省が定める日本標準事業分類に基づく中分類、小分類及び再分類の産業をいいます。

- 【製造業】従業員数200名程  
今後の半導体の需要増を見据え、半導体工場の建設を予定しており、工場の設備や生産ラインの安定した運用を図るため、各種自動制御技術、電気保安技術、空圧装置制御技術等を得る訓練を受講させる。
- 【イベント業】従業員数50名程  
コロナ禍を経て、既存スタイルのイベント・箱札等では集客が難しくなったことから、新たな形態によるイベント等の企画・立案に従事するため、若手幹部候補にポリテクセンターが実施する「生産性向上支援訓練」を受講させる。
- 【情報通信業】従業員数30名程  
今後当社で予定している新規事業では、サイバー攻撃から会社情報や顧客情報を守るなど、一定水準のデジタル技術の知識が必要となってくるため、サイバーセキュリティの訓練を受講させる。
- 【飲食業】従業員数30名程  
飲食店で外食の事業を行っているが、テイクアウト及びお弁当の製造販売を新たに開始するため、予約システムの構築やアプリ開発を行うための訓練を受講させる。

#### 「デジタル・デジタルトランスフォーメーション（DX）」とは

ビジネス環境の激しい変化に対応し、デジタル技術を活用して、業務の効率化を図ることや、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変換し、競争上の優位性を確立すること。

- 【建設業】従業員数50名程  
DX化による測量受注の拡大を受けて、ドローンやBIMを活用した測量作業に習熟した従業員の育成を目的し、ドローンの操縦技術やBIMの講習を受講させる。
- 【医療・福祉】従業員数500名程  
電子カルテと各部門に分かれたシステムの統合、オンラインによる診察やAIを活用した問診等、診療領域のDX化を進めるため、医療に従事する従業員にDX訓練を受講させる。
- 【運輸・郵便業】従業員数50名程  
RPAを活用して、請求書・伝票書類、日報・労働管理データの電子化と自動化を図るとともに、AIを活用して配送ルート最適化を行い、配達時間・車両費の削減や労働者不足の解消を図るためのデジタル人材育成の訓練を受講させる。
- 【小売業】従業員数30名程  
営業部門において、ITツールを活用したWEB接客のノウハウの習得させるための訓練を受講させる。

幅広く活用頂けます。

#### 「グリーン・カーボンニュートラル化」とは

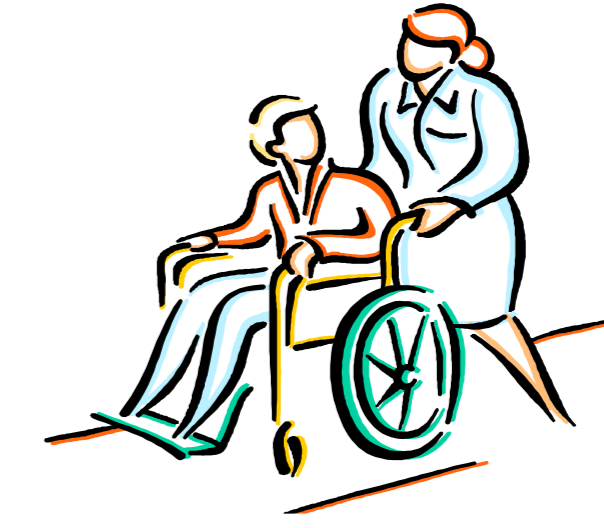
徹底した省エネ、再生可能エネルギーの活用等により、CO2等の温室効果ガスの排出を全体としてゼロにすること。

- 【製造業】従業員数200名程  
現在の消費材はコア材を特産品としているが、今後、電機材に転換することによりCO2の削減を図る。設備やシステムの変更に伴い新たに必要となる知識・技能を習得するためのプログラムを受講させる。
- 【製造業】従業員数100名程  
カーボンニュートラル達成を目的し、自社製品の原料に炭素を含まない精製プロセスを導入することに伴い、新たに必要となる材料工学の知識等を得るためのプログラムを受講させる。
- 【農業】従業員数15名程  
農産物の販売にドローンに代わってドローンを導入しCO2削減を実施するためドローンスクールに通わせる。
- 【電気事業】従業員数200名程  
電力発電機や太陽光パネルなどの環境に配慮した電力供給システムを構築するためエンジニア育成訓練を受講させる。

詳しくは  
厚生労働省HPへ



# 令和6年度 福島労働局「介護就職デイ」の実施予定表



※令和6年11月5日～11月21日開催予定の介護関係職種の就職面接会等を掲載しています。

※内容等について、変更・追加の可能性もありますので、詳細については各ハローワークにお問い合わせください。

ハローワーク	電話番号 (問合せ先)	日時		開催場所		参加予定 事業所(● 社)	参加対象者			内容・備考	
							一般	高校卒業 予定者	大学等卒業 予定者		
ハローワーク相双	0244-24-3531	11月5日	10:00～11:55	<参集型会場> ハローワーク相双 大会議室 (南相馬市原町区桜井町1-127)		1	○			しごとのミニ相談会 (福祉・介護説明・相談会) 事前予約制 (当日申込可)	
			14:00～15:55			1	○				
		11月13日	10:00～11:55	<オンライン会場> ハローワーク相馬 (相馬市中村1-12-1)		1	○				
			14:00～15:55			1	○				
ハローワーク相馬	0244-36-0211	11月6日	10:00～12:00	ハローワーク相馬 1階会議室	相馬市中村1-12-1		1	○		説明会 (しごとのミニ相談会) 事前予約制 (当日申込可)	
		11月12日	9:30～12:00				1	○			
ハローワーク須賀川	0248-76-8609	11月8日	13:30～15:30	須賀川市労働福祉会館 大会議室	須賀川市茶畑町65番地		6	○	○	○	介護事業所による全体説明と相談ブースにおける事業所と求職者の個別面談、 訓練施設担当者との資格取得に関する相談等 事前予約制 (当日申込可)
ハローワーク小名浜	0246-54-6666	11月8日	9:30～11:30	ハローワーク小名浜 2階会議室	いわき市小名浜大原字六反田65-3		1	○			企業説明会&ミニ面接会、事前申込制 (当日参加可)
			14:00～16:00				1	○			
ハローワーク会津若松	0242-26-3333 (42#)	11月11日	13:00～16:00	アピオスペース 大会議室	会津若松市インター西90		6	○	○	○	就職相談・面接会、事前予約制 (当日申込可) 後日、参加企業6社の施設見学会の予定あり (就職面接会参加者限定)
ハローワーク喜多方	0241-22-4111										
ハローワーク福島	024-534-4121 (46#)	11月13日	13:30～15:30	コラッセふくしま4階 多目的ホール他	福島市三河南町1-20		28	○	-	○	就職面接会 (最大28社予定)・事前申込制 (当日参加可) KAIGOPRIDE@FUKUSHIMA写真展
ハローワーク二本松	0243-23-0343	11月13日	10:00～16:00	ハローワーク二本松 会議室	二本松市若宮二丁目162-5		4	○	-	○	午前・午後2部制の事業所入替で2社計4社予定。 事業所の事業内容説明後、応募希望者は面接に移行 事前予約制 (当日申込可)
	0243-23-0343	11/11～15	10:00～16:00	各施設 (詳細はハローワークインターネットサービスの イベントページに求人掲載予定)	現地集合現地解散			○	-	○	求職者が見学可能な施設に訪問し見学を行う (事前申込制) 施設見学後、即時ハローワークオンライン紹介が可能。
ハローワーク富岡	0240-22-3121	11月13日	9:30～11:30	ハローワーク富岡 2階会議室	双葉郡富岡町大字小浜字大膳町109-1		1	○			説明会 (しごとのミニ相談会)、 (事前申込制・当日参加可)
ハローワーク白河	0248-24-1256	11月14日	13:30～15:30	ハローワーク白河 地下会議室	白河市郭内1-136		4	○	-	-	介護職ミニ面接相談会 <第一部> 概要説明、 <第二部> ミニ面接相談 事前予約制 (当日申込可) 受入可能な事業所については、面接相談会前日までに施設見学会を実施予定 (面接相談 会参加者限定)
ハローワーク勿来	0246-63-3171	11月14日	14:00～16:00	ハローワーク勿来 2階会議室	いわき市東田町1-28-3		1	○			企業説明会&ミニ面接会、事前予約制 (当日参加可)
		11月15日	9:30～11:00				1	○			
ハローワーク南会津	0241-62-1101	11月14日	10:00～11:00	ハローワーク南会津 2階会議室	南会津郡南会津町田島字行司12		1	○			<2部構成> 事業所説明後、面接会 (事前予約制) 当日参加可
		11月21日	10:00～11:00				1	○			
ハローワークいわき	0246-23-1421 (41#)	11月15日	10:00～15:30	ハローワークいわき 5階会議室	いわき市平字堂根町4-11		7	○			<第一部> 10:00～11:30 (企業数3社) <第二部> 14:00～15:30 (企業数4社) 企業説明会及び個別相談、事前予約制 (当日参加可)
ハローワーク郡山	024-942-8609 (41#)	11月19日	13:30～16:00	ビッグパレットふくしま 多目的展示ホールB	郡山市南2丁目52番地		41	○	○	○	個別相談ブース、各共催機関による講演ブース、体験ブース (認知症VR、血圧測定& 採血、車イス介助、紙コップや折り紙を使用したおもちゃ作り) 事前申込制 (当日参加可)

そここのところ  
よろしく  
頼みますよ。

その無理な発注の  
「しわ寄せ」で  
取引先が途方に  
暮れていませんか？

11月は「しわ寄せ」  
防止キャンペーン月間です。

STOP!  
しわ寄せ

仕様変更？  
この納期じゃ、  
無理よ。。。

大企業・親事業者による長時間労働の削減等の取組が、  
下請等中小事業者に対する適正なコスト負担を伴わない短納期発注、  
急な仕様変更などの「しわ寄せ」を生じさせている場合があります。

**大企業等と下請等中小事業者は共存共栄！**

適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更などはやめましょう！

しわ寄せ防止  
特設サイト



厚生労働省 | 都道府県労働局 | 労働基準監督署



公正取引委員会  
Japan Fair Trade Commission

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/shiwayoseboushi/>

しわ寄せ防止特設サイト



# 大企業等と下請等 中小事業者と共存共栄!

STOP!  
し寄せ

適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更などはやめましょう!

厚生労働省が所管する「労働時間等設定改善法(平成4年法律第90号)」に基づき、事業主の皆様は、他の事業主との取引において、長時間労働につながる短納期発注や発注内容の頻繁な変更を行わないよう配慮する必要があります。長期間にわたる特に過重な労働は、過労死等を引き起こすおそれがあると言われており、取引先の労働者の健康障害防止のためにも必要です。

他の事業主との取引を行うに当たって、次のような取組が行われるよう、社内に周知・徹底を図りましょう。

- ① 週末発注・週初納入、終業後発注・翌朝納入等の短納期発注を抑制し、納期の適正化を図ること。
- ② 発注内容の頻繁な変更を抑制すること。
- ③ 発注の平準化、発注内容の明確化その他の発注方法の改善を図ること。

■労働時間等設定改善法については、都道府県労働局 雇用環境・均等部(室)にご相談ください。

経済産業省・中小企業庁が所管する「下請中小企業振興法(昭和45年法律第145号)」に基づく「振興基準」には、親事業者と下請事業者の望ましい取引関係が定められています。

## ① 親事業者も下請事業者も共に「働き方改革」に取り組みましょう!

- やむを得ず短納期発注や急な仕様変更などを行う場合には、残業代等の **適正なコストは親事業者が負担すること**。
- 親事業者は、下請事業者の「**働き方改革**」を阻害する不利益となるような取引や要請は行わないこと。

例えば…

- 無理な短納期発注への納期遅れを理由とした受領拒否や減額
- 親事業者自らの人手不足や長時間労働削減による検収体制不備に起因した受領拒否や支払遅延
- 過度に短納期となる時間指定配送、過剰な賞味期限対応や欠品対応に起因する短いリードタイム、適正なコスト負担を伴わない多頻度小口配送
- 納期や工期の過度な年度末集中

## ② 発注内容は明確にしましょう!

- 親事業者は、継続的な取引を行う下請事業者に対して、安定的な生産が行えるよう **長期発注計画を提示し、発注の安定化に努めること**。
- 発注内容を変更するときは、**不当なやり直しが生じないように十分に配慮すること**。

## ③ 原材料費・エネルギーコストの適切な増加分の全額転嫁を目標としましょう!

労務費、原材料費、エネルギー価格等のコストが増加した場合には、親事業者は、予め定めた価格改定タイミングはもちろんのこと、その期中においても、価格変更を柔軟に行うものとする。**特に原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指すものとする**こと。

■中小企業の取引上の悩み相談は、下請かけこみ寺 ☎0120-418-618 にご相談ください。  
(受付時間) 9:00 ~ 12:00 / 13:00 ~ 17:00 (土日・祝日・年末年始を除く) 携帯電話からもご利用いただけます。  
お近くの「下請かけこみ寺」につながります。

11月は「**過労死等防止啓発月間**」でもあります。  
同月間に「**過重労働解消キャンペーン**」も実施します。

11月2日(土)には「過重労働解消相談ダイヤル」を設置し、都道府県労働局の担当官による特別労働相談を実施します。

過重労働解消相談ダイヤル 令和6年11月2日(土)9:00~17:00 ☎0120-794-713

※11月2日以外でも、各労働基準監督署、労働条件相談ほっとライン(☎0120-811-610)で相談できます。



過重労働解消  
キャンペーン

# フリーランス(※)の皆さまへ

(※)特定受託事業に従事する方

## 令和6年11月から 労災保険に特別加入できるようになります

(特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律の施行日から加入できます)

### 特別加入制度とは

労災保険は、労働者が仕事または通勤によって被った災害に対して補償する制度です。労働者以外の方でも、一定の要件を満たす場合に任意加入でき、補償を受けることができます。これを「特別加入制度」といいます。

### 特別加入のメリット

労災保険に特別加入することにより、仕事中や通勤中のケガ、病気、障害または死亡等に対して、補償を受けられます。

### 給付内容

労災保険給付では、ケガ等の治療に必要な給付や、ケガ等で休業する際の休業期間の給付、治療後に障害が残った場合の給付、お亡くなりになった場合の遺族への給付等が支給されます。

### 対象

「フリーランス(特定受託事業者※<sup>1</sup>)が企業等(業務委託事業者※<sup>2</sup>)から業務委託を受けて行う事業(特定受託事業)」または「フリーランスが消費者(業務委託事業者以外の者)から委託を受けて行う特定受託事業と同種の事業」(他に特別加入可能な事業または作業を除く)が対象となります。

今回の対象業務について、このリーフレットでは「特定フリーランス事業」と言います。

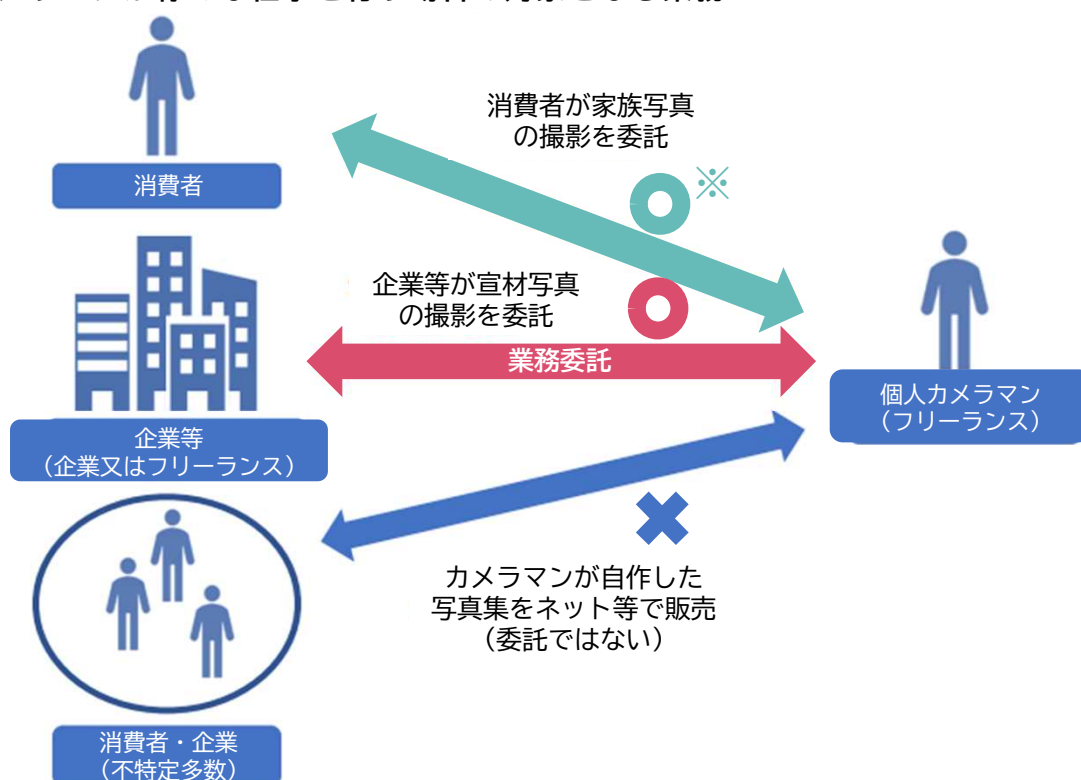
- (※1) 特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律(フリーランス・事業者間取引適正化等法)に規定する、業務委託の相手方である事業者であって、従業員を使用しないもの
- (※2) 業務委託を行う事業者

詳細は、都道府県労働局または最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。

# 特別加入の対象となる事業

- フリーランスが企業等から受けて行う「業務委託」が対象となります。
- 「業務委託」とは、企業等がその事業のために他の事業者、物品の製造、情報成果物の作成（プログラミング等）、役務の提供（通訳等）を委託することをいいます。
- つまり、フリーランスが企業等から業務委託を受けて行う「事業者間の委託取引」（下の図の赤い矢印の取引）が対象となります。
- さらに、企業等から業務委託を受けて事業を行うフリーランスが、当該事業と同種の事業を消費者から委託を受けて行う場合（下の図の緑の矢印の取引）のケガ等も補償の対象となります（※）。

（例）一人のカメラマンが様々な仕事を行う場合の対象となる業務



（出典）「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（フリーランス・事業者間取引適正化法等）説明資料」（内閣官房新しい資本主義実現本部事務局、公正取引委員会、中小企業庁、厚生労働省）を基に厚生労働省労働基準局労災管理課において作成。

（参考）「フリーランスとして業務を行う方・フリーランスの方に業務を委託する事業者の方等へ」（厚生労働省ウェブサイト）：

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyoukintou/zaitaku/index\\_00002.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/zaitaku/index_00002.html)

## ○企業等からの業務委託の例（対象となる事業）

- ・ 翻訳、通訳（外国書籍の翻訳、海外出張時の同行通訳）
- ・ 講師、インストラクター（ピアノ教室、スポーツジムのインストラクター）
- ・ デザイン、コンテンツ制作（広報用のイラスト作成、集計プログラム作成）
- ・ 調査、研究、コンサルティング（商品売買のための市場調査）
- ・ 営業〔商品（保険、電子機器等）の営業代行〕

## ○消費者からの委託の例

（同種の事業を企業等から業務委託を受けて行う場合のみ対象となる事業）

- ・ 企業からの業務委託で宣伝写真の撮影の事業を行っているフリーランスのカメラマンが、消費者からも家族写真の撮影を委託されて事業を行う場合



労働契約を締結している場合や、取引の形式に関わらず、実態として労働者と認められる場合は、特別加入せずとも労災保険が適用されます。

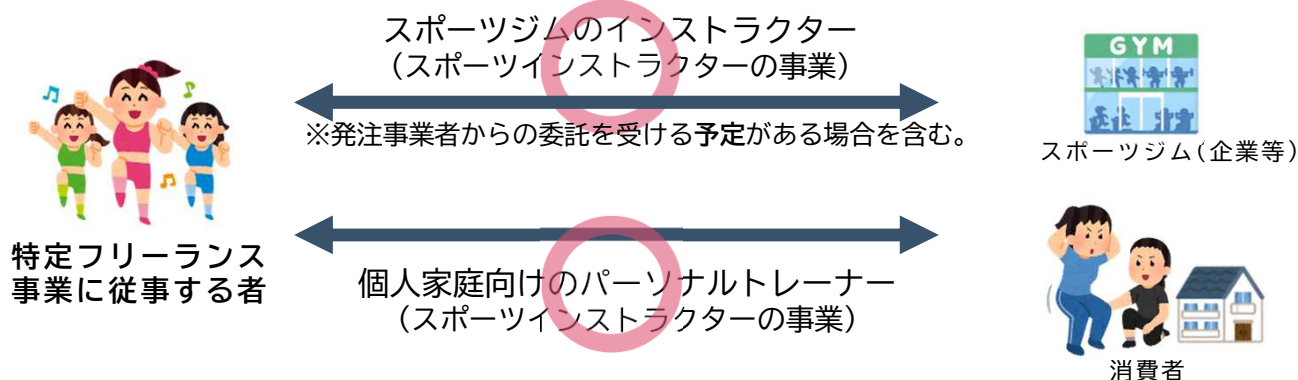
※このリーフレットでは、伝わりやすさを優先し、例えば「カメラマン」といった一般的な用語を用いて表現していますが、詳細は、都道府県労働局または最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。

# 特別加入の対象となる場合・ならない場合

- ① フリーランスが企業等から業務委託を受けて行う事業
  - ② ①と同種の事業について、フリーランスが消費者から委託を受けて行う事業
- ※いずれも、他に特別加入可能な事業または作業を除きます。

## 対象となる場合

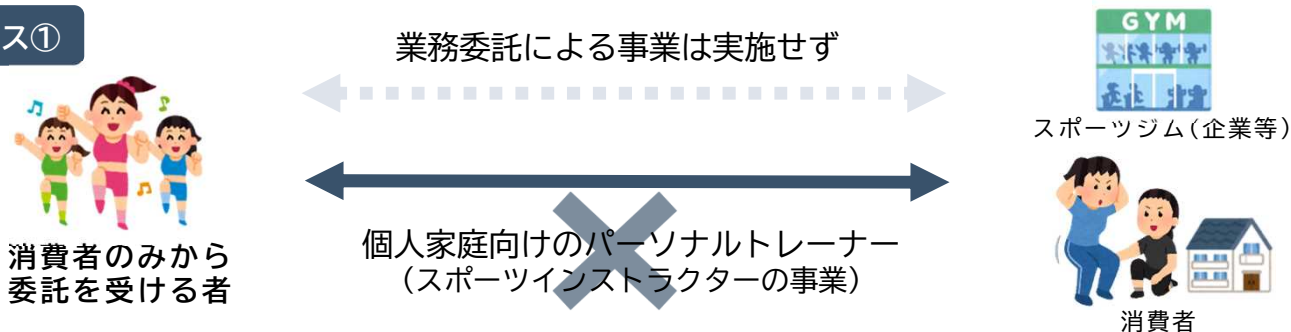
企業等のみから業務委託を受ける場合や、  
企業等からの業務委託を受け、かつ当該業務と同種の事業について消費者から委託を受ける場合が対象となります。



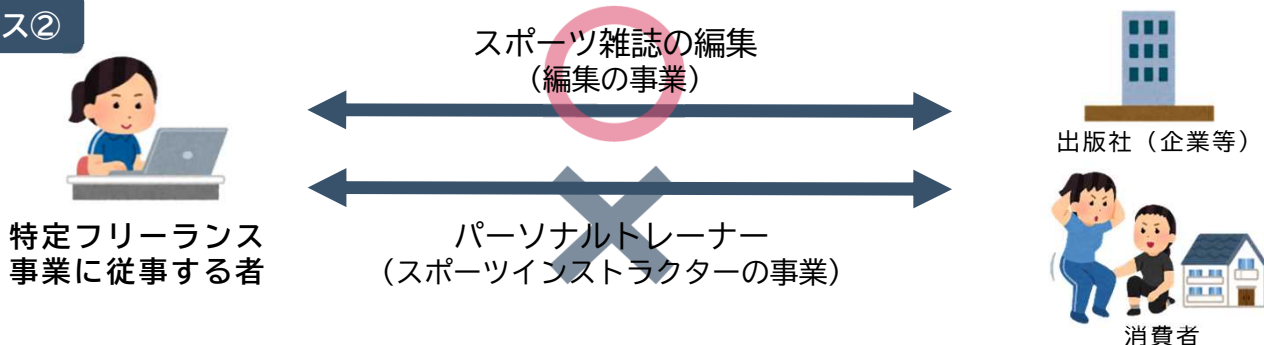
## 対象とならない場合

消費者のみから委託を受ける場合 **ケース①** や、  
企業等からの業務委託を受けているが、当該業務とは異なる事業について、消費者から委託を受ける場合 **ケース②** は、対象となりません。

### ケース①



### ケース②



詳細は、都道府県労働局または最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。

# 特定フリーランス事業として加入できる場合・できない場合

- 特別加入は、特定の事業または作業ごとに、該当する特別加入団体を通じて加入することができます。
- 下の表に記載する事業または作業に従事する方は、特定フリーランス事業の対象ではないので、該当する特別加入団体を通じて加入してください。
- 表中の事業または作業に当てはまらない方は、特定フリーランス事業に加入してください。

## 特定フリーランス事業以外の特別加入の事業または作業に従事する方

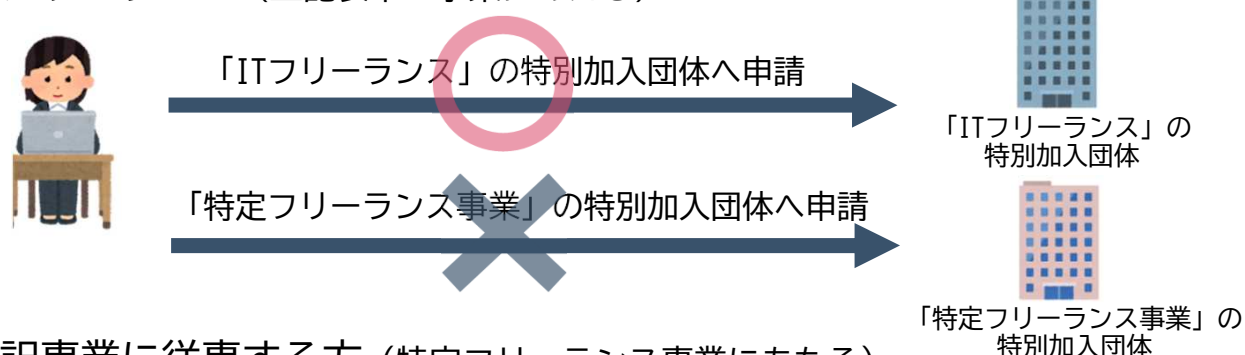
個人タクシー業者、個人貨物運送業者など（※1）	特定農作業従事者（※2）
建設業の一人親方等	指定農業機械作業従事者（※3）
漁船による自営漁業者	国・地方等が実施する訓練従事者
林業の一人親方等	家内労働者等
医薬品の配置販売業者	労働組合等の一人専従役員
再生資源取扱業者	介護作業従事者
船員法第1条規定の船員	家事支援従事者（いわゆる家政婦（夫））
柔道整復師	芸能関係作業従事者
創業支援等措置に基づく高年齢者	アニメーション制作作業従事者
あんまマッサージ指圧師、はり師、きゅう師	ITフリーランス
歯科技工士	

※特別加入団体の一覧表を厚生労働省ウェブサイトに掲載しています。ページ内の「特別加入団体一覧表」をご参照ください。

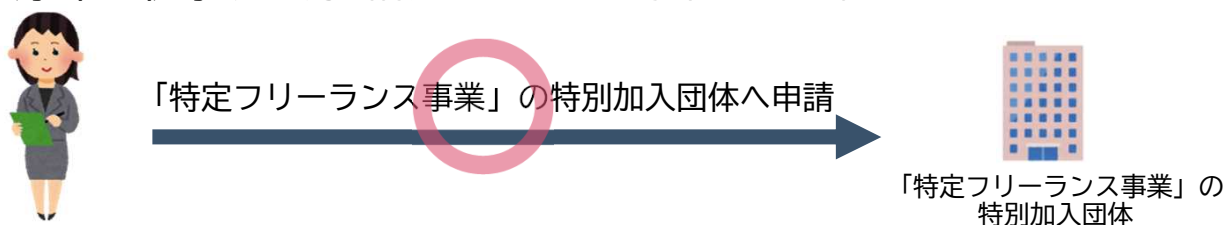


- ※1 例えば自動車や原動機付自転車を使用したフードデリバリーサービス、貨物軽自動車運送事業者（黒ナンバー）  
 ※2 年間総販売額300万円以上または経営耕地面積2ヘクタール以上を有しており、所定の作業に従事する方  
 ※3 販売額や耕地面積に関係なく、トラクター等の所定の機械を使用して土地の耕作等の作業に従事する方

### 例1) ITフリーランス（上記表中の事業にあたる）



### 例2) 通訳事業に従事する方（特定フリーランス事業にあたる）



詳細は、都道府県労働局または最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。



# 労災保険特別加入の手続きQ & A

**Q** 特別加入する場合、どのような手続きが必要ですか？

今後設立予定の特定フリーランス事業の特別加入団体を通じて、加入申請書等を所轄の労働基準監督署長を経由して都道府県労働局長に提出してください。

**Q** 特別加入後、工作中や通勤中にケガ等をした場合はどうすればよいですか？

請求したい保険給付の請求書を所轄の労働基準監督署※等に提出してください。



※特別加入団体の主たる事務所の所在地を管轄する労働基準監督署

**Q** 会社員に近い形で働いている場合は加入できますか？

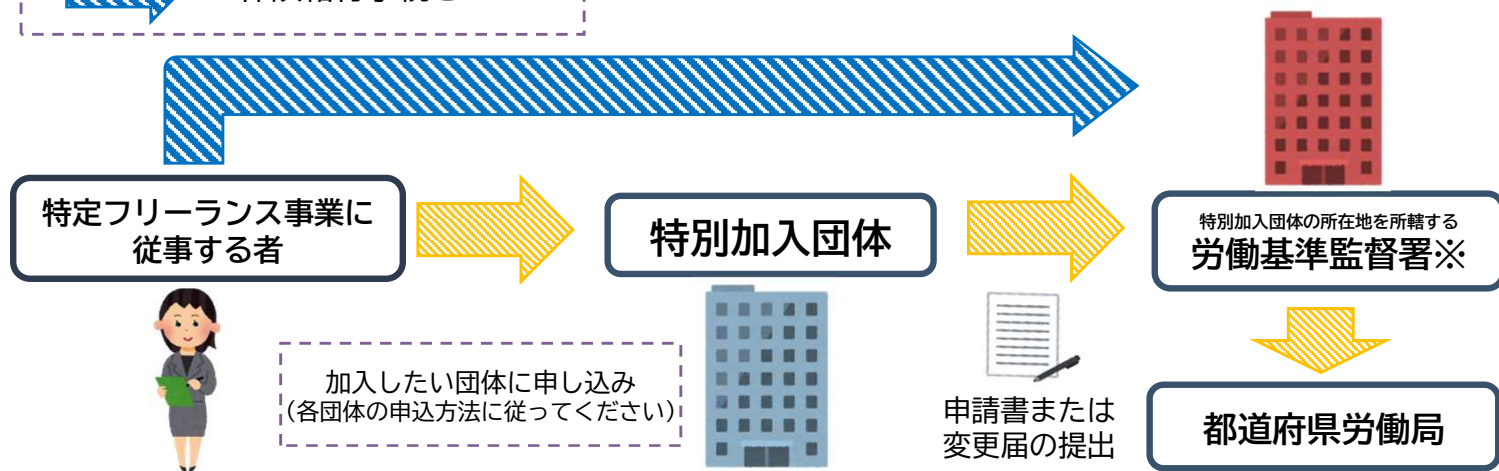
労働契約でない請負等の契約により業務に従事している場合は特別加入することが可能です。なお、契約形式に関わらず、実態として労働者と認められる場合は、特別加入せずとも労災保険が適用される※ため、それにより補償を受けることができます。

※この場合、事業主は保険料を納めることになります。

## 加入手続き・保険給付手続きの流れ

 : 加入手続き  
 : 保険給付手続き

※ただし、療養の給付の請求書（様式第5号, 16号の3）は、労災保険指定医療機関等を経由して労働基準監督署へ提出。



## 保険料の計算方法

保険料および被災時の給付額を算出する基礎になるものを給付基礎日額といいます。特定フリーランス事業に従事する者が所得水準に見合った適正な給付基礎日額を16段階のうちから選択して特別加入団体が申請し、労働局長が承認した額が給付基礎日額となります。この給付基礎日額に365を乗じた保険料算定基礎額に第二種特別加入保険料率（3/1,000）を乗じたものが、1年間の保険料となります。

給付基礎日額 A	保険料算定基礎額 B = A × 365日	年間保険料 保険料算定基礎額 × 保険料率(3/1000)	給付基礎日額 A	保険料算定基礎額 B = A × 365日	年間保険料 保険料算定基礎額 × 保険料率(3/1000)
25,000 円	9,125,000 円	27,375 円	10,000 円	3,650,000 円	10,950 円
24,000 円	8,760,000 円	26,280 円	9,000 円	3,285,000 円	9,855 円
22,000 円	8,030,000 円	24,090 円	8,000 円	2,920,000 円	8,760 円
20,000 円	7,300,000 円	21,900 円	7,000 円	2,555,000 円	7,665 円
18,000 円	6,570,000 円	19,710 円	6,000 円	2,190,000 円	6,570 円
16,000 円	5,840,000 円	17,520 円	5,000 円	1,825,000 円	5,475 円
14,000 円	5,110,000 円	15,330 円	4,000 円	1,460,000 円	4,380 円
12,000 円	4,380,000 円	13,140 円	3,500 円	1,277,500 円	3,831 円

報道関係者 各位

令和6年10月29日

【照会先】

福島労働局職業安定部職業安定課  
課長 管家 孝弘  
課長補佐 有馬 正博  
地方職業指導官 関 浩二  
電話 024-529-5396 (直通)

## 令和7年3月新規高等学校卒業者の職業紹介状況

【令和6年9月末現在】

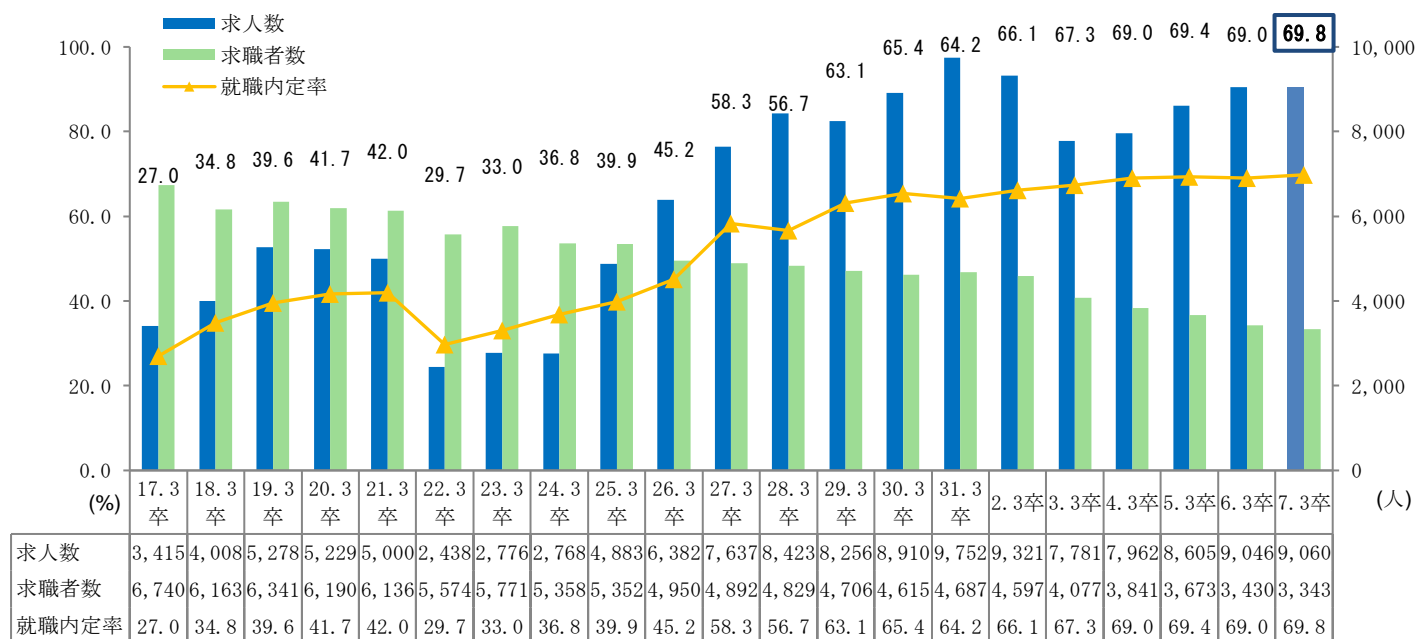
福島労働局（局長 井口 真嘉）は、令和7年3月に高等学校を卒業する生徒について、令和6年9月末現在における職業紹介状況を取りまとめました。

## 【概要】

- 1 就職内定率 69.8%（前年同月比 0.8ポイントの増）【図1：別表1】
- 2 就職内定者数 2,335人（同 1.4%の減）【別表1】
- 3 就職未内定者数 1,008人（同 5.2%の減）【別表1】
- 4 求人数 9,060人（同 0.2%の増）【図2：別表1】
- 5 県内受理求人への就職割合 69.4%（同 2.0ポイントの減）【図4：別表1】

注 本データは福島労働局管内における学校・ハローワークの紹介を希望する生徒の状況を取りまとめたものです。令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により選考開始日が1ヶ月遅れたため、10月末の数値となります。

図1 内定率等の推移（各年9月末（注））



（注）3.3卒については、新型コロナウイルス感染症の影響により選考開始日が1ヶ月遅れたため、令和2年10月末現在の数値となります。

《参考資料》

別表1 「新規高等学校卒業者の求人・求職状況の推移（各年9月末、令和2年10月末現在）」

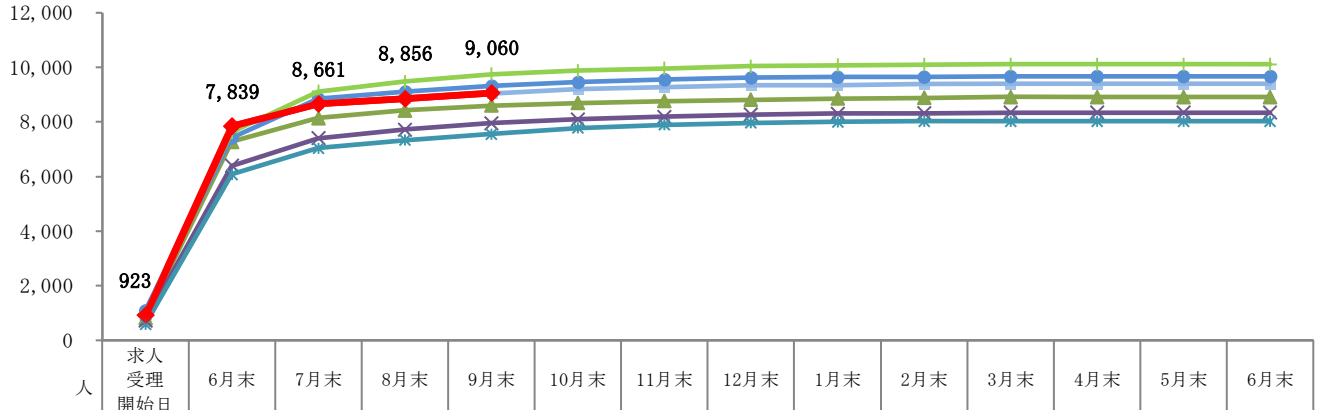
別表2 「新規高等学校卒業者の地域別求人・求職状況（各年9月末、令和2年10月末現在）」

別表3 「新規高等学校卒業者の月別求人・求職状況」

別表4 「新規高等学校卒業者の産業・職業・規模別 求人状況（9月末現在）」

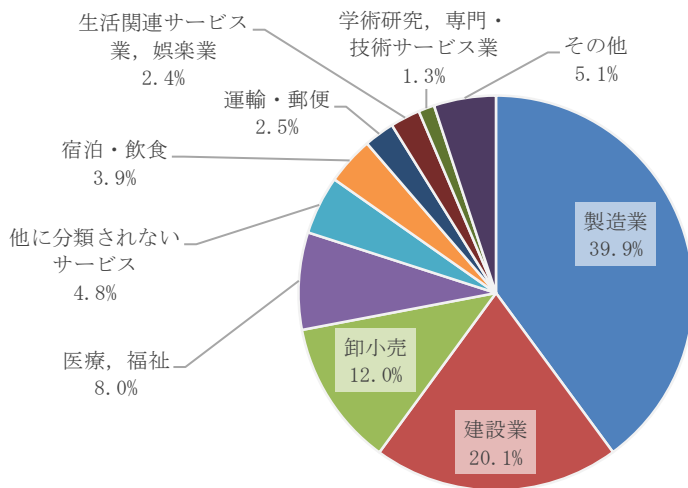
別表5 「新規学校卒業者の安定所別職業紹介状況（9月末現在）」

図2 求人受理状況の推移



人	求人 受理 開始日	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末	4月末	5月末	6月末
7.3卒	923	7,839	8,661	8,856	9,060									
6.3卒	716	7,776	8,680	8,888	9,046	9,208	9,284	9,340	9,351	9,392	9,402	9,402	9,402	9,402
5.3卒	813	7,276	8,139	8,425	8,605	8,692	8,763	8,818	8,855	8,884	8,914	8,917	8,917	8,917
4.3卒	715	6,400	7,407	7,720	7,962	8,096	8,191	8,275	8,306	8,326	8,338	8,338	8,338	8,338
3.3卒	594	6,084	7,040	7,336	7,558	7,781	7,898	7,965	8,006	8,022	8,030	8,030	8,030	8,030
2.3卒	1,101	7,425	8,845	9,118	9,321	9,468	9,553	9,619	9,644	9,661	9,672	9,672	9,672	9,672
31.3卒	958	7,632	9,116	9,479	9,752	9,882	9,959	10,045	10,083	10,100	10,114	10,116	10,115	10,118

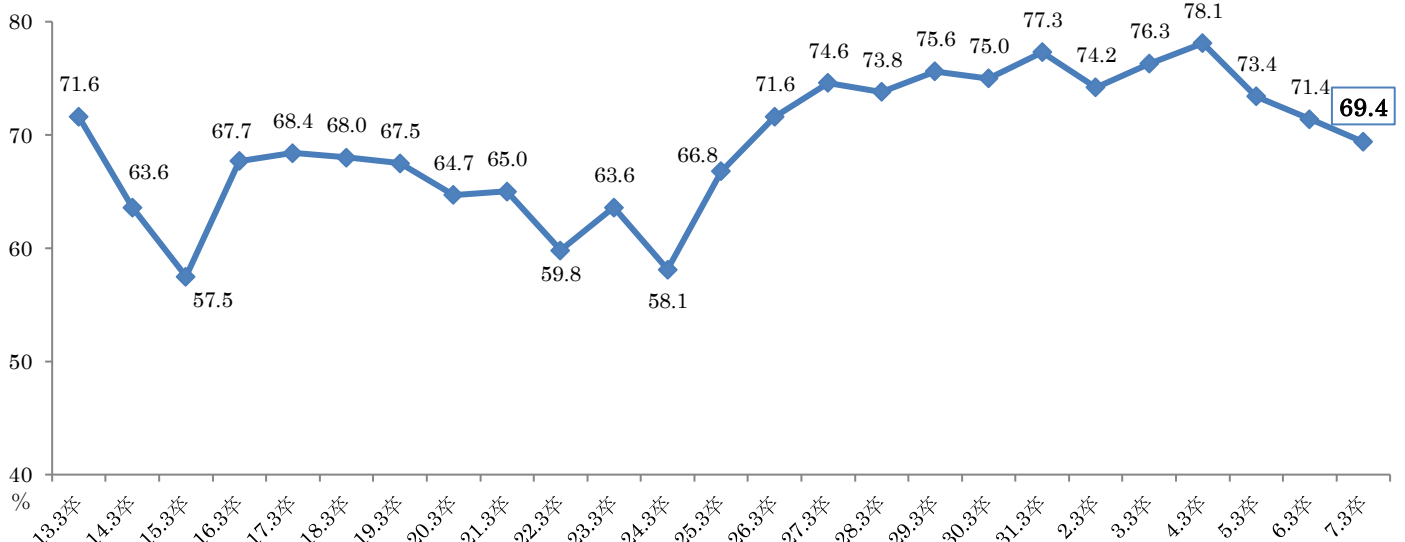
図3 9月末求人9,060の産業別内訳



前年同月との比較(数字は今年度の求人数)

- \* 製造業…………… 3,616人(△77人)
- \* 建設業…………… 1,825人(+57人)
- \* 卸小売…………… 1,083人(+68人)
- \* 医療・福祉…………… 721人(+2人)
- \* 他に分類されないサービス…… 434人(△22人)
- \* 宿泊・飲食…………… 355人(+4人)
- \* 運輸・郵便…………… 226人(△16人)
- \* 生活関連サービス・娯楽業…… 221人(△5人)
- \* 学術研究,専門・技術サービス業…119人(△12人)
- \* その他…………… 460人(+15人)

図4 県内受理求人への就職割合の推移 (各年9月末、令和2年10月末現在)



別表1

## 新規高等学校卒業者の求人・求職状況の推移

厚生労働省福島労働局職業安定部

		28.3卒 9月末	29.3卒 9月末	30.3卒 9月末	31.3卒 9月末	令和 2.3卒 9月末	3.3卒 10月末	4.3卒 9月末	5.3卒 9月末	6.3卒 9月末	7.3卒 9月末	対 6.3卒比 (%、P)
卒業予定者数 (a)		18,279	18,586	17,867	17,802	17,491	16,780	16,395	15,677	15,044	14,852	▲ 1.3
求職者数	計 (b)	4,829	4,706	4,615	4,687	4,597	4,077	3,841	3,673	3,430	3,343	▲ 2.5
	県内(c)	3,810	3,765	3,629	3,768	3,560	3,179	3,080	2,851	2,608	2,490	▲ 4.5
	県内比率(c/b)	78.9	80.0	78.6	80.4	77.4	78.0	80.2	77.6	76.0	74.5	▲ 1.5
	県外(d)	1,019	941	986	919	1,037	898	761	822	822	853	3.8
県内ハローワーク 受理求人数 (e)		8,423	8,256	8,910	9,752	9,321	7,781	7,962	8,605	9,046	9,060	0.2
求人倍率 (e/b)		1.74	1.75	1.93	2.08	2.03	1.91	2.07	2.34	2.64	2.71	0.07
就職内定者数	計 (f)	2,738	2,970	3,017	3,009	3,037	2,743	2,649	2,549	2,367	2,335	▲ 1.4
	うち県内ハローワーク 受理求人への就職(g)	2,021	2,245	2,262	2,326	2,254	2,094	2,068	1,870	1,690	1,621	▲ 4.1
	県内比率(g/f)	73.8	75.6	75.0	77.3	74.2	76.3	78.1	73.4	71.4	69.4	▲ 2.0
	うち県外ハローワーク 受理求人への就職(h)	717	725	755	683	783	649	581	679	677	714	5.5
就職内定率%	計 (f/b)	56.7	63.1	65.4	64.2	66.1	67.3	69.0	69.4	69.0	69.8	0.8
	県内(g/c)	53.0	59.6	62.3	61.7	63.3	65.9	67.1	65.6	64.8	65.1	0.3
	県外(h/d)	70.4	77.0	76.6	74.3	75.5	72.3	76.3	82.6	82.4	83.7	1.3
未就 内定者 数職	計	2,091	1,736	1,598	1,678	1,560	1,334	1,192	1,124	1,063	1,008	▲ 5.2
	県内	1,789	1,520	1,367	1,442	1,306	1,085	1,012	981	918	869	▲ 5.3
	県外	302	216	231	236	254	249	180	143	145	139	▲ 4.1

●福島労働局管内の新規高卒者に係る求人・求職の状況を取りまとめたものです

(注1) 「卒業予定者数」…県内の各ハローワークが、管内の高等学校に対し実施した「求職動向調査」の調査結果による

(注2) 「求職者数」…学校又はハローワークの紹介により就職を希望する生徒数（県内就職希望者+県外就職希望者）

(注3) 「就職内定者数」の県内比率（g/f）…県内ハローワーク受理求人への就職比率で、福島県が発表する「県内留保率」とは異なる

(注4) 令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により選考開始日が1ヶ月遅れたため、10月末の数値となります

別表2

## 新規高等学校卒業者の地域別求人・求職状況(9月末現在)

## 会津地域

卒業予定者数(人)	1,805
前年同期比(%)	▲ 6.6
求職者数(人)	444
前年同期比(%)	▲ 0.7
うち県内希望者	296
前年同期比(%)	2.8
うち県外希望者	148
前年同期比(%)	▲ 6.9
求人数(人)	1,151
前年同期比(%)	3.7
求人倍率(倍)	2.59
前年同期比(P)	0.11
就職内定者数(人)	290
前年同期比(%)	▲ 5.2
うち県内就職者	174
前年同期比(%)	▲ 9.4
うち県外就職者	116
前年同期比(%)	1.8
就職内定率(%)	65.3
前年同期比(P)	▲ 3.2
就職未内定者数(人)	154

## 中通り地域

卒業予定者数(人)	9,572
前年同期比(%)	▲ 0.4
求職者数(人)	2,068
前年同期比(%)	▲ 4.6
うち県内希望者	1,616
前年同期比(%)	▲ 6.8
うち県外希望者	452
前年同期比(%)	4.1
求人数(人)	5,740
前年同期比(%)	▲ 0.2
求人倍率(倍)	2.78
前年同期比(P)	0.13
就職内定者数(人)	1,450
前年同期比(%)	▲ 3.3
うち県内就職者	1,061
前年同期比(%)	▲ 6.1
うち県外就職者	389
前年同期比(%)	5.1
就職内定率(%)	70.1
前年同期比(P)	0.9
就職未内定者数(人)	618

## 浜通り地域

卒業予定者数(人)	3,475
前年同期比(%)	▲ 0.8
求職者数(人)	831
前年同期比(%)	2.0
うち県内希望者	578
前年同期比(%)	▲ 1.4
うち県外希望者	253
前年同期比(%)	10.5
求人数(人)	2,169
前年同期比(%)	▲ 0.8
求人倍率(倍)	2.61
前年同期比(P)	▲ 0.07
就職内定者数(人)	595
前年同期比(%)	6.1
うち県内就職者	386
前年同期比(%)	4.9
うち県外就職者	209
前年同期比(%)	8.3
就職内定率(%)	71.6
前年同期比(P)	2.8
就職未内定者数(人)	236

## 県合計

卒業予定者数(人)	14,852
求職者数(人)	3,343
求人数(人)	9,060
求人倍率(倍)	2.71
就職内定者数(人)	2,335
就職内定率(%)	69.8
就職未内定者数(人)	1,008

● 県内、県外に就職を希望する生徒の就職内定の状況、県内ハローワークで受理した求人の状況などを地域別にまとめたもの

※ 卒業予定者数…「求職動向調査」での生徒数

※ 求職者数…県内、県外に就職を希望する生徒数(学校・ハローワークの紹介希望者)

※ 求人数…県内ハローワークで受理した求人数

※ 求人倍率…求人数/求職者数

※ 就職内定者数…求職者数(県内希望者+県外希望者)に係る内定者数

※ 就職内定率…求職者数(県内希望者+県外希望者)に係る内定率

別表3

新規高等学校卒業者の月別求人・求職状況

厚生労働省福島労働局職業安定部

		7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末	4月末	5月末	6月末
a 求職者数	5.3卒者	3,704	3,684	3,673	3,672	3,593	3,590	3,579	3,583	3,559	3,554	3,548	3,547
	6.3卒者	3,441	3,438	3,430	3,400	3,392	3,388	3,379	3,380	3,370	3,368	3,365	3,365
	7.3卒者	3,356	3,355	3,343									
	男子	2,007	1,999	2,003									
	女子	1,349	1,356	1,340									
	対5.3卒者比(%)	▲ 9.4	▲ 8.9	▲ 9.0									
	対6.3卒者比(%)	▲ 2.5	▲ 2.4	▲ 2.5									
b 求人数	5.3卒者	8,139	8,425	8,605	8,692	8,763	8,818	8,855	8,884	8,914	8,917	8,917	8,917
	6.3卒者	8,680	8,888	9,046	9,208	9,284	9,340	9,351	9,392	9,402	9,402	9,402	9,402
	7.3卒者	8,661	8,856	9,060									
	対5.3卒者比(%)	6.4	5.1	5.3									
	対6.3卒者比(%)	▲ 0.2	▲ 0.4	0.2									
c 求人倍率(倍)	5.3卒者	2.20	2.29	2.34	2.37	2.44	2.46	2.47	2.48	2.50	2.51	2.51	2.51
	6.3卒者	2.52	2.59	2.64	2.71	2.74	2.76	2.77	2.78	2.79	2.79	2.79	2.79
	7.3卒者	2.58	2.64	2.71									
	対5.3卒者比(ポイント)	0.38	0.35	0.37									
	対6.3卒者比(ポイント)	0.06	0.05	0.07									
d 就職内定者数	5.3卒者			2,549	3,064	3,296	3,381	3,440	3,507	3,543	3,545	3,546	3,546
	6.3卒者			2,367	2,939	3,114	3,208	3,258	3,327	3,358	3,361	3,361	3,361
	7.3卒者			2,335									
	男子			1,441									
	女子			894									
	対5.3卒者比(%)			▲ 8.4									
	対6.3卒者比(%)			▲ 1.4									
e 就職内定率(%)	5.3卒者			69.4	83.4	91.7	94.2	96.1	97.9	99.6	99.7	99.9	99.9
	6.3卒者			69.0	86.4	91.8	94.7	96.4	98.4	99.6	99.8	99.9	99.8
	7.3卒者			69.8									
	男子			71.9									
	女子			66.7									
	対5.3卒者比(ポイント)			0.4									
	対6.3卒者比(ポイント)			0.8									
f 就職未内定者数	5.3卒者			1,124	608	297	209	139	76	16	9	2	1
	6.3卒者			1,063	461	278	180	121	53	12	7	4	4
	7.3卒者			1,008									
	男子			562									
	女子			446									
	対5.3卒者比(%)			▲ 10.3									
	対6.3卒者比(%)			▲ 5.2									

●福島労働局管内の新規高卒者に係る各月末現在の求人・求職の状況を取りまとめたものです。

(注) 「求人数」…県内ハローワーク受理求人数

別表4

新規高等学校卒業者の産業・職業・規模別 求人状況 (9月末現在)

厚生労働省福島労働局職業安定部

項 目		6年度	5年度	対前年同期比(%)	対前年増減数(人)
産業別	A, B 農, 林, 漁業 (01~04)	70	83	▲ 15.7	▲ 13
	C 鉱業, 採石業, 砂利採取業 (05)	12	15	▲ 20.0	▲ 3
	D 建設業 (06~08)	1,825	1,768	3.2	57
	E 製造業 (09~32)	3,616	3,693	▲ 2.1	▲ 77
	09 食料品製造業	299	330	▲ 9.4	▲ 31
	10 飲料・たばこ・飼料製造業	19	17	11.8	2
	11 繊維工業	107	92	16.3	15
	12 木材・木製品製造業 (家具を除く)	88	82	7.3	6
	13 家具・装備品製造業	44	40	10.0	4
	14 パルプ・紙・紙加工品製造業	77	80	▲ 3.8	▲ 3
	15 印刷・同関連業	41	30	36.7	11
	16 化学工業	184	208	▲ 11.5	▲ 24
	17 石油製品・石炭製品製造業	1	0	-	1
	18 プラスチック製品製造業	191	194	▲ 1.5	▲ 3
	19 ゴム製品製造業	106	149	▲ 28.9	▲ 43
	21 窯業・土石製品製造業	240	212	13.2	28
	22 鉄鋼業	24	32	▲ 25.0	▲ 8
	23 非鉄金属製造業	57	60	▲ 5.0	▲ 3
	24 金属製品製造業	358	356	0.6	2
	25 はん用機械器具製造業	246	249	▲ 1.2	▲ 3
	26 生産用機械器具製造業	182	163	11.7	19
	27 業務用機械器具製造業	200	175	14.3	25
	28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	313	318	▲ 1.6	▲ 5
	29 電気機械器具製造業	288	312	▲ 7.7	▲ 24
	30 情報通信機械器具製造業	130	157	▲ 17.2	▲ 27
	31 輸送用機械器具製造業	331	344	▲ 3.8	▲ 13
	20, 32 その他の製造業	90	93	▲ 3.2	▲ 3
	F 電気・ガス・熱供給・水道業 (33~36)	25	28	▲ 10.7	▲ 3
	G 情報通信業 (37~41)	32	32	0.0	0
	H 運輸業, 郵便業 (42~49)	226	242	▲ 6.6	▲ 16
	I 卸売業, 小売業 (50~61)	1,083	1,015	6.7	68
	50~55 卸売業	299	260	15.0	39
	56~61 小売業	784	755	3.8	29
	J 金融業, 保険業 (62~67)	118	95	24.2	23
K 不動産業, 物品賃貸業 (68~70)	97	90	7.8	7	
L 学術研究, 専門・技術サービス業 (71~74)	119	131	▲ 9.2	▲ 12	
M 宿泊業, 飲食サービス業 (75~77)	355	351	1.1	4	
75 宿泊業	176	185	▲ 4.9	▲ 9	
76~77 飲食サービス業	179	166	7.8	13	
N 生活関連サービス業, 娯楽業 (78~80)	221	226	▲ 2.2	▲ 5	
O 教育, 学習支援業 (81, 82)	15	10	50.0	5	
P 医療, 福祉 (83~85)	721	719	0.3	2	
Q 複合サービス業 (86~87)	89	90	▲ 1.1	▲ 1	
R サービス業 (他に分類されないもの) (88~96)	434	456	▲ 4.8	▲ 22	
S, T 公務・その他 (97~99)	2	2	0.0	0	
合 計	9,060	9,046	0.2	14	
職業別	A, B 専門的・技術的・管理的職業従事者(01~24)	859	823	4.4	36
	C 事務従事者(25~31)	789	698	13.0	91
	D 販売従事者(32~34)	728	666	9.3	62
	E サービス職業従事者(35~42)	1,292	1,322	▲ 2.3	▲ 30
	H, I, J, K 技能工・採掘・製造・建築従事者(49~73)	5,124	5,251	▲ 2.4	▲ 127
	(49~59) 製造・製作従事者	3,563	3,648	▲ 2.3	▲ 85
	(64, 67) 定置・建設機械運転・電気工事従事者	448	452	▲ 0.9	▲ 4
	(65・66・68~73) 採掘・建設・労務従事者	1,051	1,063	▲ 1.1	▲ 12
	(60~63) その他	62	88	▲ 29.5	▲ 26
	F, G 上記以外の職業従事者(43~48)	268	286	▲ 6.3	▲ 18
合 計	9,060	9,046	0.2	14	
規模別	29人以下	3,275	3,201	2.3	74
	30~99人	3,026	2,947	2.7	79
	100~299人	1,650	1,633	1.0	17
	300~499人	304	376	▲ 19.1	▲ 72
	500~999人	389	389	0.0	0
	1,000人以上	416	500	▲ 16.8	▲ 84
合 計	9,060	9,046	0.2	14	

## 別表5

新規学校卒業者の安定所別職業紹介状況  
(9月末現在)

【高等学校】

福島労働局職業安定部

	求人数 (県内)			求人件数 (県内)			求職者数									就職内定者数									就職内定率			就職未内定者			県内就職希望率	県内就職率
	6年 9月 (人)	前年 同月 (人)	増減比 (%)	6年 9月 (件)	前年 同月 (件)	増減比 (%)	合計			県内			県外			合計			県内			県外			就職内定率		合計	県内	県外			
							6年 9月 (人)	前年 同月 (人)	増減比 (%)	6年 9月 (人)	前年 同月 (人)	増減比 (%)	6年 9月 (人)	前年 同月 (人)	増減比 (%)	6年 9月 (人)	前年 同月 (人)	増減比 (%)	6年 9月 (人)	前年 同月 (人)	増減比 (%)	6年 9月 (人)	前年 同月 (人)	増減比 (%)	6年 9月 (人)	前年 同月 (人)	増減比 (%)	6年 9月 (%)	前年 同月 (%)	6年 9月 (人)		
中通り地域計	5,740	5,750	▲0.2	2,255	2,220	1.6	2,068	2,168	▲4.6	1,616	1,734	▲6.8	452	434	4.1	1,450	1,500	▲3.3	1,061	1,130	▲6.1	389	370	5.1	70.1	69.2	618	555	63	78.1	73.2	
福島	1,630	1,612	1.1	702	684	2.6	649	656	▲1.1	481	523	▲8.0	168	133	26.3	447	475	▲5.9	305	359	▲15.0	142	116	22.4	68.9	72.4	202	176	26	74.1	68.2	
二本松	570	607	▲6.1	226	227	▲0.4	126	133	▲5.3	103	114	▲9.6	23	19	21.1	106	102	3.9	84	84	0.0	22	18	22.2	84.1	76.7	20	19	1	81.7	79.2	
郡山	1,931	1,916	0.8	753	738	2.0	688	737	▲6.6	546	579	▲5.7	142	158	▲10.1	422	449	▲6.0	306	319	▲4.1	116	130	▲10.8	61.3	60.9	266	240	26	79.4	72.5	
須賀川	621	650	▲4.5	255	265	▲3.8	335	341	▲1.8	274	287	▲4.5	61	54	13.0	262	253	3.6	204	207	▲1.4	58	46	26.1	78.2	74.2	73	70	3	81.8	77.9	
白河	988	965	2.4	319	306	4.2	270	301	▲10.3	212	231	▲8.2	58	70	▲17.1	213	221	▲3.6	162	161	0.6	51	60	▲15.0	78.9	73.4	57	50	7	78.5	76.1	
会津地域計	1,151	1,110	3.7	530	480	10.4	444	447	▲0.7	296	288	2.8	148	159	▲6.9	290	306	▲5.2	174	192	▲9.4	116	114	1.8	65.3	68.5	154	122	32	66.7	60.0	
会津若松	1,151	1,110	3.7	530	480	10.4	444	447	▲0.7	296	288	2.8	148	159	▲6.9	290	306	▲5.2	174	192	▲9.4	116	114	1.8	65.3	68.5	154	122	32	66.7	60.0	
浜通り地域計	2,169	2,186	▲0.8	924	957	▲3.4	831	815	2.0	578	586	▲1.4	253	229	10.5	595	561	6.1	386	368	4.9	209	193	8.3	71.6	68.8	236	192	44	69.6	64.9	
相双	626	613	2.1	259	258	0.4	156	172	▲9.3	105	117	▲10.3	51	55	▲7.3	116	123	▲5.7	73	85	▲14.1	43	38	13.2	74.4	71.5	40	32	8	67.3	62.9	
いわき	1,543	1,573	▲1.9	665	699	▲4.9	675	643	5.0	473	469	0.9	202	174	16.1	479	438	9.4	313	283	10.6	166	155	7.1	71.0	68.1	196	160	36	70.1	65.3	
計	9,060	9,046	0.2	3,709	3,657	1.4	3,343	3,430	▲2.5	2,490	2,608	▲4.5	853	822	3.8	2,335	2,367	▲1.4	1,621	1,690	▲4.1	714	677	5.5	69.8	69.0	1,008	869	139	74.5	69.4	

(注)求人数(県内)及び求人件数(県内)については、各安定所の自管内受理求人数及び求人件数を計上。



# フリーランスの取引に関する 新しい法律が11月にスタート！

「フリーランス・事業者間取引適正化等法」が  
2024年11月1日に施行されます。

## 法律の目的

この法律は、フリーランスの方が安心して働ける環境を整備するため、

①フリーランスの方と企業などの発注事業者の間の取引の適正化 と

②フリーランスの方の就業環境の整備

を図ることを目的としています。

## 法律の適用対象

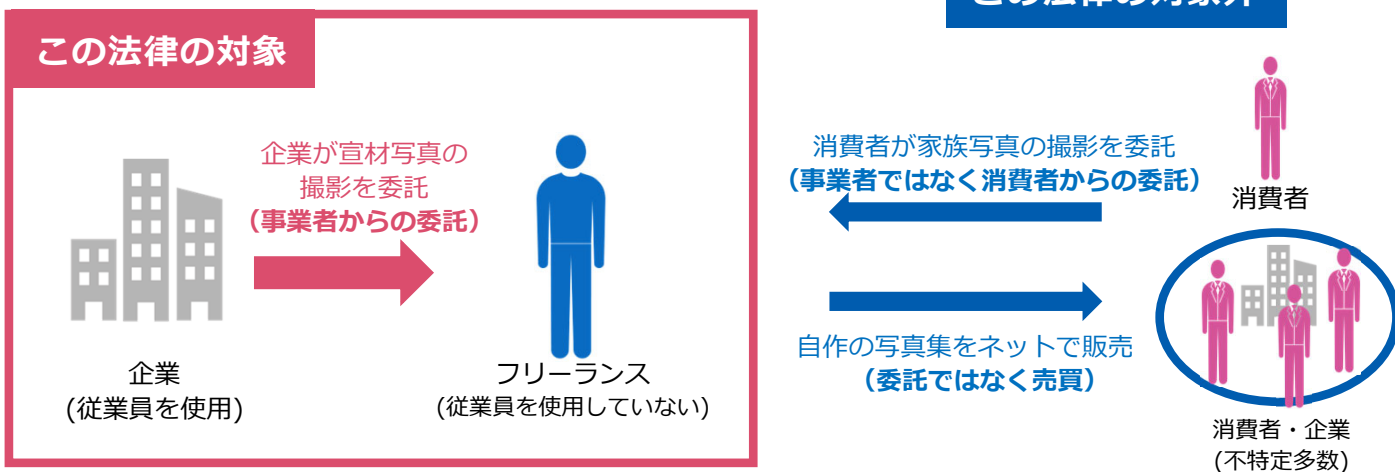
発注事業者からフリーランスへの「業務委託」（事業者間取引）

フリーランス 業務委託の相手方である事業者で、従業員を使用しないもの

発注事業者 フリーランスに業務委託する事業者で、従業員を使用するもの

※ 一般的にフリーランスと呼ばれる方には、「従業員を使用している」「消費者を相手に取引をしている」方も含まれる場合もありますが、これらの方はこの法律における「フリーランス」にはあたりません。

## 例：フリーランスとして働くカメラマンの場合



- この法律上は、フリーランスは「特定受託事業者」、発注事業者は「特定業務委託事業者」「業務委託事業者」とされていますが、このリーフレットでは伝わりやすさを優先し、それぞれ「フリーランス」、「発注事業者」と表現しています。
- 「従業員」には、短時間・短期間等の一時的に雇用される者は含まれません。具体的には、「週労働20時間以上かつ31日以上の雇用が見込まれる者」が「従業員」にあたります。
- 特定の事業者との関係で従業員として雇用されている個人が、副業で行う事業について、事業者として他の事業者から業務委託を受けている場合には、この法律における「フリーランス」にあたります。
- なお、契約名称が「業務委託」であっても、働き方の実態として労働者である場合は、この法律は適用されず、労働基準法等の労働関係法令が適用されます。

# 法律の内容

発注事業者が満たす要件に応じてフリーランスに対しての義務の内容が異なります。

## 発注事業者

## 義務項目

## フリーランス

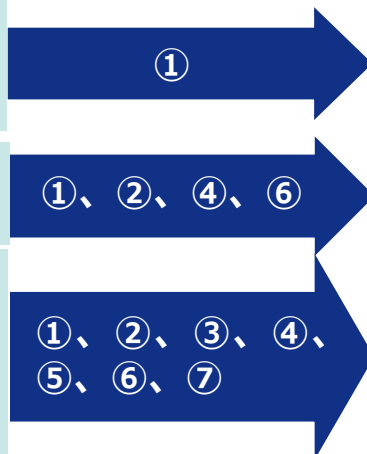
- フリーランスに業務委託をする事業者
- 従業員を使用していない

※フリーランスに業務委託するフリーランスも含まれます。

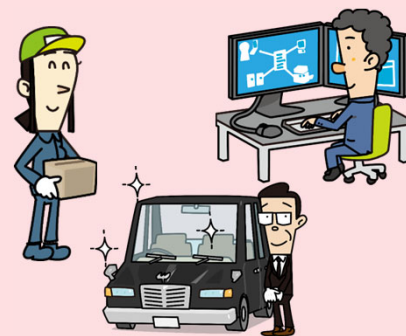
- フリーランスに業務委託をする事業者
- 従業員を使用している

- フリーランスに業務委託をする事業者
- 従業員を使用している
- 一定の期間以上行う業務委託である

※「一定の期間」は、③は1か月、⑤⑦は6か月です。契約の更新により「一定の期間」以上継続して行うこととなる業務委託も含まれます。



- ・ 業務委託の相手方である事業者
- ・ 従業員を使用していない



義務項目	具体的な内容
① 書面等による取引条件の明示	業務委託をした場合、書面等により、直ちに、次の取引条件を明示すること 「業務の内容」「報酬の額」「支払期日」「発注事業者・フリーランスの名称」「業務委託をした日」「給付を受領/役務提供を受ける日」「給付を受領/役務提供を受ける場所」「(検査を行う場合)検査完了日」「(現金以外の方法で支払う場合)報酬の支払方法に関する必要事項」
② 報酬支払期日の設定・期日内の支払	発注した物品等を受け取った日から数えて60日以内のできる限り早い日に報酬支払期日を設定し、期日内に報酬を支払うこと
③ 禁止行為	フリーランスに対し、1か月以上の業務委託をした場合、次の7つの行為をしてはならないこと ●受領拒否 ●報酬の減額 ●返品 ●買ったたき ●購入・利用強制 ●不当な経済上の利益の提供要請 ●不当な給付内容の変更・やり直し
④ 募集情報の的確表示	広告などにフリーランスの募集に関する情報を掲載する際に、 ・虚偽の表示や誤解を与える表示をしてはならないこと ・内容を正確かつ最新のものに保たなければならないこと
⑤ 育児介護等と業務の両立に対する配慮	6か月以上の業務委託について、フリーランスが育児や介護などと業務を両立できるよう、フリーランスの申出に応じて必要な配慮をしなければならないこと (例) ・「子の急病により予定していた作業時間の確保が難しくなったため、納期を短期間繰り下げたい」との申出に対し、納期を変更すること ・「介護のために特定の曜日についてはオンラインで就業したい」との申出に対し、一部業務をオンラインに切り替えられるよう調整すること など ※やむを得ず必要な配慮を行うことができない場合には、配慮を行うことができない理由について説明することが必要。
⑥ ハラスメント対策に係る体制整備	フリーランスに対するハラスメント行為に関し、次の措置を講じること ①ハラスメントを行ってはならない旨の方針の明確化、方針の周知・啓発、②相談や苦情に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、③ハラスメントへの事後の迅速かつ適切な対応 など
⑦ 中途解除等の事前予告・理由開示	6か月以上の業務委託を中途解除したり、更新しないこととしたりする場合は、 ・原則として30日前までに予告しなければならないこと ・予告の日から解除日までフリーランスから理由の開示の請求があった場合には理由の開示を行わなければならないこと

● 発注事業者の義務の具体的な内容などは、政省令・告示などで定めております。詳細な法律等の内容や最新の情報については、関係省庁のホームページをご覧ください。

- 項目①～③については、公正取引委員会・中小企業庁、
- 項目④～⑦については、厚生労働省（都道府県労働局）までお問合せください。



内閣官房



公正取引委員会



中小企業庁



厚生労働省

報道関係者 各位

令和6年10月25日

【照会先】

福島労働局労働基準部監督課

監督課長 渡辺 満

監察監督官 高田豊和

電話 024(536)4602

## 「労働者性に疑義がある方の労働基準法等違反相談窓口」を 労働基準監督署に設置します

～労働者かもしれないフリーランスからの相談に対応～

福島労働局は、「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」（令和5年法律第25号。以下「フリーランス・事業者間取引適正化等法」）が施行される11月1日に合わせて、県内の労働基準監督署に、自らの働き方が労働者に該当する可能性があると考えられるフリーランス（業務委託を受ける事業者）からの労働基準法等の違反に関する相談窓口（受付時間：8時30分～17時15分（平日のみ））を設置します。

労働基準法上の「労働者」に該当するか否かは、契約の形式や名称にかかわらず、実態を勘案して総合的に判断されます。

近年、働き方が多様化し、フリーランスとしての新しい働き方が拡大する一方で、フリーランスとして働く方の中には、実態としては労働基準法（昭和22年法律第49号）上の労働者に該当するような働き方をしているにもかかわらず、名目上は自営業者として扱われ、労働基準法等に基づく保護が受けられていないといった問題が指摘されています。

福島労働局は、このたびの取り組みを通じて、フリーランスとして契約しながら実態は労働者となっている方々の労働環境整備に努めます。

なお、フリーランス・事業者間取引適正化等法に関する相談先は、内容が就業環境の整備に関するものは福島労働局雇用環境・均等部（室）、内容が取引の適正化に関するものについては公正取引委員会または中小企業庁になります。

### 【取り組み概要】

#### 労働者性に疑義がある方からの労働基準法等違反に関する相談窓口を設置します

請負契約や委任契約といった契約形式にとらわれることなく、働く方々からの相談に丁寧に対応します。また、労働者に該当するかどうかの判断基準の説明や、「働き方の自己診断チェックリスト」を用いたチェックなども行います。（別添参照）

#### 労働基準監督署において労働者に当たるかどうかの判断を行います

労働者性の判断基準について理解を促すため、新たに、厚生労働省において労働者性判断に係る近時の代表的な裁判例を取りまとめた参考資料集<sup>(1)</sup>を作成しました。

労働基準監督署では、これらの資料も活用しつつ、相談内容から労働基準法等違反が疑われ、申告<sup>(2)</sup>として調査した場合には、原則、相談者の方が労働者に当たるかどうかの判断を行います。

(1) <https://www.mhlw.go.jp/content/001319389.pdf>

(2) 労働基準法等に基づき、法違反の事実を労働基準監督署に申し立てることをいいます。



## 福島県内の労働基準監督署

[ 相談対応日・時間 ] 平日 8:30～17:15 (土日・祝日、年末年始を除く)

監督署	所在地	電話番号	管轄区域
福島	福島市霞町 1 - 46 福島合同庁舎 1 階	024-536-4611	福島市、二本松市、伊達市、伊達郡、 相馬郡飯館村
郡山	郡山市富久山町久保田愛宕 78 - 1	024-922-1370	郡山市、田村市、本宮市、田村郡、 安達郡
いわき	いわき市平字堂根町 4 - 11 いわき地方合同庁舎 4 階	0246-23-2255	いわき市
会津	会津若松市城前 2 - 10	0242-26-6494	会津若松市、大沼郡、南会津郡、 耶麻郡(猪苗代町、磐梯町)、河沼郡
須賀川	須賀川市旭町 204 - 1	0248-75-3519	須賀川市、岩瀬郡、石川郡
白河	白河市郭内 1 - 136 小峰城合同庁舎 5 階	0248-24-1391	白河市、西白河郡、東白川郡
喜多方	喜多方市諏訪 91	0241-22-4211	喜多方市、耶麻郡(西会津町、北塩原 村)
相馬	相馬市中村字桜ヶ丘 68	0244-36-4175	相馬市、南相馬市、相馬郡新地町
富岡	双葉郡富岡町中央 2 - 104	0240-22-3003	双葉郡

# あなたの働き方をチェックしてみましょう

## ～その働き方、「労働者」ではないですか？～

※ 「フリーランス」とは、業務委託(請負契約または委任契約・準委任契約)により、仕事の依頼を受けた個人(法人化した者も含む)のことをいいます。

働き方が多様化する一方で、フリーランスとして働く方の中には、実態として労働基準法上の「労働者」に該当する働き方をしているにもかかわらず、名目上は自営業者として扱われ、労働基準法等に基づく保護が受けられていないといった問題が指摘されています。

「労働者」に該当するかどうかの基準は以下のとおりです。

「働き方の自己診断チェックリスト」(裏面参照)を活用しながら、ご自身の働き方をチェックしてみましょう。

## 労働者とは

労働基準法では、「労働者」を「事業又は事務所に使用される者で、賃金を支払われる者をいう」(第9条)と規定しています。

実務上、「労働者」に当たるかどうかは、以下の2つの基準(使用従属性)で判断されます。

- ① 労働が他人の指揮監督下において行われているかどうか、すなわち、他人に従属して労務を提供しているかどうか
- ② 報酬が、「指揮監督下における労働」の対価として支払われているかどうか

具体的には、「労働者性の判断基準」に基づき、実態をもとに総合的に判断されます。

## 労働者性の判断基準

### 1. 「使用従属性」に関する判断基準

#### (1) 「指揮監督下の労働」であること

- ア 仕事の依頼、業務従事の指示等に対する諾否の自由の有無
- イ 業務遂行上の指揮監督の有無
- ウ 拘束性の有無
- エ 代替性の有無(指揮監督関係を補強する要素)

#### (2) 「報酬の労務対償性」があること

### 2. 「労働者性」の判断を補強する要素

- (1) 事業者性の有無
- (2) 専属性の程度
- (3) その他

# 働き方の自己診断チェックリスト(フリーランス向け)

現在のあなたの働き方について、該当する項目にチェック☑を入れてください。  
不明の場合は、空欄のままで結構です。

チェックポイント1 依頼に対する諾否	
委託事業者から仕事を頼まれたら、断る自由はありますか	A 自分に断る自由がある
	B 自分に断る自由はない
チェックポイント2 指揮監督	
日々の仕事の内容や方法はどのように決めていますか	A 毎日の仕事量や配分、進め方は、基本的に自分の裁量で決定する
	B 毎日、委託事業者から仕事量や配分、進め方の具体的な指示を受けて働く
チェックポイント3 拘束性	
委託事業者から仕事の就業場所や就業時間(始業・終業)を決められていますか	A 基本的には自分で決められる
	B 委託事業者から具体的に決められている
チェックポイント4 代替性	
あなたの都合が悪くなった場合、頼まれた仕事を代わりの人に行わせることはできますか	A 代役を立てることも認められている
	B 代役を立てることは認められていない
チェックポイント5 報酬の労務対償性	
あなたの報酬はどのように決められていますか	A 受注した仕事の出来高見合い
	B 日や時間あたりいくらで決まっている
チェックポイント6 資機材等の負担	
仕事で使う材料又は機械・器具等は誰が用意していますか	A 自分で用意している
	B 委託事業者が用意している
チェックポイント7 報酬の額	
同種の仕事に従事する正規従業員と比較した場合、報酬の額はどうか	A 正規従業員よりも高額である
	B 正規従業員と同程度か、経費負担を引くと同程度よりも低くなる
チェックポイント8 専属性	
他の仕事に従事することは可能ですか	A 自由に他の委託事業者の仕事に従事できる
	B 実質的に他の委託事業者の仕事に制限され、特定の委託事業者の仕事だけに長期にわたって従事している

チェックリストのAに該当する場合、労働者性を**否定**する方向に働く事情となる

チェックリストのBに該当する場合、労働者性を**肯定**する方向に働く事情となる